

4日目（9月5日）

第3回福生市議会定例会会議録（第14号）

平成20年9月5日福生市議会議場に第3回福生市議会定例会が招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	武藤 政義君	2 番	清水 義朋君	3 番	末次 和夫君
4 番	杉山 行男君	5 番	乙津 豊彦君	6 番	堀 雄一朗君
7 番	原田 剛君	8 番	奥富 喜一君	9 番	阿南 育子君
10 番	高橋 章夫君	11 番	原島 貞夫君	12 番	串田 金八君
13 番	田村 昌巳君	14 番	増田 俊一君	15 番	大野 聰君
16 番	羽場 茂君	17 番	青海 俊伯君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

なし

1 欠員は次のとおりである。

なし

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	加藤 育男君	副 市 長	坂本 昭君	教 育 長	宮城 眞一君
企画財政 部 長	田中 益雄君	企画財政部 参 事	大越 英世君	総務部長	野崎 隆晴君
市民部長	野島 保代君	生活環境 部 長	森田 秀司君	福祉部長	星野恭一郎君
子ども 家庭部長	町田 正春君	都市建設 部 長	小峯 勝君	会 管 理 者	小林 重雄君
教育次長	宮田 満君	参 事	川越 孝洋君	選挙管理 委員会 事務局長	榎戸 宏君
監査委員 事務局長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	吉野 栄喜君	議会事務局 次 長	高木 裕子君	次長補佐兼 議事係長	大内 博之君
臨時速記 事務補佐員	大迫 曄子君				

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成20年第3回福生市議会定例会議事日程（4日目）

開議日時 9月5日（金）午前10時

- | | | |
|-------|----------|---|
| 日程第1 | 一般質問 | |
| 日程第2 | 議案第46号 | 福生市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第47号 | 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第48号 | 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第49号 | 福生市営住宅条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第50号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 日程第7 | 議案第51号 | 平成20年度福生市一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議案第52号 | 平成20年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第53号 | 平成20年度福生市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第54号 | 平成20年度福生市下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第55号 | 平成19年度福生市一般会計決算認定について |
| 日程第12 | 議案第56号 | 平成19年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について |
| 日程第13 | 議案第57号 | 平成19年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について |
| 日程第14 | 議案第58号 | 平成19年度福生市介護保険特別会計決算認定について |
| 日程第15 | 議案第59号 | 平成19年度福生市下水道事業会計決算認定について |
| 日程第16 | 議案第60号 | 平成19年度福生市受託水道事業会計決算認定について |
| 日程第17 | 議案第61号 | 福生市民会館の指定管理者の指定について |
| 日程第18 | 議案第62号 | 熊川地域体育館及び福生地域体育館の指定管理者の指定について |
| 日程第19 | 陳情第20－7号 | 障害者自立支援法の「定時改正」における抜本的見直しを求める意見書提出に関する陳情書 |
| 日程第20 | 陳情第20－8号 | 東京電子自治体共同運営サービスにおける入札参加資格申請の代理申請システムの構築及び行政書士用電子証明書を使用可能とするシステムの改築に関する陳情書 |

日程第21 請願第20－1号 地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書を提出することを求める請願書

日程第22 請願第20－2号 消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求める請願書

日程第23 陳情第20－9号 「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書採択に関する陳情書

午前10時 開議

○議長（原島貞夫君） ただいまから平成20年第3回福生市議会定例会4日目の会議を開きます。

○議長（原島貞夫君） この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたします。

（吉野議会事務局長報告）

- 1 陳情書の受理について（陳情第20-9号）（別添参照）
- 2 平成19年度事務報告書の正誤について（別添参照）

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

○議長（原島貞夫君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 大野聰君登壇）

○議会運営委員長（大野聰君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日の本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告させていただきます。

本日の日程でございますが、新たに陳情1件が提出されております。日程の順序につきましては、お手元に御配付のとおり、昨日残りました一般質問を冒頭をお願いいたしまして、その他の議案等につきましては昨日と同じ順序で編成をさせていただきました。

また、提出されました陳情1件につきましては、日程第23として編成をさせていただきました。

それから、新たに提出されました陳情の取り扱いでございますが、陳情1件につきましては御配付の別紙付託表のとおり所管の委員会に付託することといたしました。

以上のとおり、議会運営委員会としては決定をしておりますので、よろしくお願いをいたしまして、報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますので、よろしくお願いいたします。

○議長（原島貞夫君） これより日程に入ります。

日程第1、3日目に引き続き一般質問を行います。

まず、8番奥富喜一君。

（8番 奥富喜一君質問席着席）

○8番（奥富喜一君） それでは、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

まず、1件目、米軍基地について。（1）米軍再編強化三つのねらいと横田基地について。世界じゅうで戦争、攻撃強化、また、日本の自衛隊をアメリカの戦争に引き込む、そして米軍強化の経費まで日本国民の血税から払う仕組み、米軍再編強化はこの

三つの目的で軍事共用化、いわゆる米軍と自衛隊共用が進められています。市長は、こうしたことに対してどのような態度をとっていくおつもりか、お聞かせください。

2点目、横須賀配備予定の米原子力空母について。横須賀は米海軍史上初の海外母港であり、今に至るも世界で唯一の海外母港です。ことし9月末には、7月30日、規則違反の喫煙による火の不始末と、潤滑油の管理違反が重なり、大規模火災を起こした原子力空母ジョージワシントンが配備されることになっています。

原子力空母の母港化は四つの危険を抱えています。一つには、核事故の危険、二つ目に、なぐり込み機能の強化、三つ目に、基地の恒久化、四つ目に米軍犯罪の拡大、中でも最大の問題はこの一番目の核事故の危険です。

原子力空母ワシントンは、原子力発電所並みの二つの原子炉を搭載しています。ワシントンの原子炉は電気出力34万キロワット、美浜原発1号炉に相当します。原子力空母が母港化されれば1年の約半分、停泊することになります。約3000万人が住む首都圏に原発が設置されるに等しい事態となります。市長は住民の安心・安全を最優先に考える立場にある者として、この問題にどのようなお考えをお持ちなのか、どのような対策を考えておられるのかを、まずお聞かせください。

3点目として、ケニー司令部ジャパン（第13空軍分遣隊）について。ケニー司令部ジャパンはどのような存在で、どのような印象をお持ちか、この点をお聞かせください。

4点目、第515航空機動運用群について。第515航空機動運用群の発足式が6月27日金曜日に、横田飛行場で行われたとのお知らせをいただきましたが、どのような集団なのでしょう、お聞かせください。あるインターネットの情報を見ると、横田基地は航空機動群の太平洋における支援基地として今後強化が一層進むと予測されます。また、こうした事態を受け、住民サイドでは航空機の飛来回数もふえていくのではないかと危機感を募らせているもの、とあります。私自身も騒音回数、強さがこのところ増してきているように感じていますが、機械の測定では回数、騒音指数の上昇の状況はどのようなのでしょうか、お聞かせください。

5点目、残土運搬について。残土運搬の現況、搬出開始時期及び最近までの搬出日数、延べ台数、二つ目として日の出町、青梅市、各受け入れ地の正確な位置、受け入れ業者名等の情報。三つ目に、基地から搬出時、処分地、受け入れ地での土壤汚染、臭気等の環境チェックは行われているのか、いるとすればどのような内容か。四つ目に、地下水脈の情報について。五つ目に、運搬中での交通渋滞は避けられる予定か、交通安全対策は万全か。もう一つ、私が発行しているキイチニュースの4月号No.17に書いてありますが、3月1日、永田橋近くのロケット公園のところで、日本共産党の衆議院小選挙区25区の予定候補者と演説していると、永田橋から雷鳴のような音が頻繁にあり、マイクに音が入ってしまうほど大きなものでした。周辺にお住まいの方にお聞きしたところ、特に夜間が気になること、生活に支障があることをお聞きし、早速当時の清水都市建設部長に申し入れ、対処をお願いしました。すぐ連絡をとってくださり、現在の小峯都市建設部長などの協力も得て、何度か情報交換を重ねました。

私も馬淵建設株式会社さんや西多摩建設事務所の方にも直接お願いに伺おうとしたら、新日本婦人の会の長田紀禰子さん宅で、4月9日に騒音測定器を設置するとのお話でしたので、同席をさせていただき、対策もあわせてお聞きしました。

原因は、永田橋仮橋の鉄板のボルト締めが緩み、こすれることによるものと思われること、4月12日の土曜、夜10時過ぎから13日の早朝にかけて、片側交互通行で、一旦鉄板を持ち上げ、溶接作業を実施してみること、効果が確認できれば全面的にこの方法で実施し、解決したい。こうした経過でやっと解決に向かっていたわけですが、10トン車が100台前後、毎日通過して、この仮橋は耐えられるのか、音が再び大きくなるのか大変不安を感じます。そこで、永田橋の仮橋は耐久性、騒音増加の心配についてどのようなか、お聞きしておきたいと思います。

6点目、事件・事故等で新たに情報が得られたものについて。以上、6点についてお願いいたします。

次に、2件目としてC型肝炎、石綿被害、大気汚染患者等対策の周知についてお尋ねいたします。1点目として、C型肝炎患者対策の講演会が広報に掲載されなかった事情についてです。秋川地区肝友会、西本会長主催で9月7日の日曜日、午後1時から4時、あきる野ルピア3階の産業研究室、ミニ医療講演会「C型肝炎、B型肝炎、こんなことを聞いてよいですか」といったポスターの呼びかけですが、福生病院の妻神重彦先生、肝臓学会認定医でもあられますが、この方が務められます。この広告内容での広報ふっさへの掲載依頼が一旦は受け付けられたものの、紙面の都合で断られてしまったということです。その経過、事情についてお聞かせいただきたい。

2点目に、石綿被害者対策の内容と該当市民への周知について、特に建設業に携わったほとんどの方が何らかの被害を受けている可能性があるものであることの認識を持ち、患者を発見し、治療救済のために行政も可能な限り手を尽くすことが今、求められております。建設業者は大体国民の1割を占めているとも言われています。この事業についての内容等の市民周知はどのように取り組まれているのか、現状をお聞かせください。

3点目、大気汚染医療費助成制度の内容、全年齢者への拡大の周知について。大気汚染が原因で、ぜんそく症状で悩まれていた方は相当いるはずで、こうした取り組みはできるだけ市民の多くの方に周知していただきたいものですが、どのような取り組み方をされたのかをお聞かせください。

次に、3件目として、低所得の高齢者や障害者への経済的支援策について。1点目として、石油高騰を初め諸物価に苦しむ市民の対策を基本条例にどう取り込むかという点で、お尋ねいたします。主な高齢者への増税と社会保障改悪の走りが、2003年4月、受給者の年金額を物価スライドで初めて減額実施されました。介護保険料引き上げ、2003年9月に年金100年安心プラン、年金課税の強化や定率減税の見直しを公明党が掲げました。基礎年金の国庫負担引き上げの財源案としつつ、高額所得の方々から少し税金をいただくという案だと、公明党の神崎武法代表が10月10日に述べています。

そして、同じ年の暮れの２００４年度、与党税制改正大綱に増税方針が書き込まれました。その結果、年金減額などを初めとして高齢者や障害者に大增税、負担増を立て続けに押しつけてきました。しかも、相次ぐ社会保障の改悪で、高齢者や障害者など社会的に弱者である人を集中的に痛めつけてきました。

６月１４日、医療制度改革法が成立し、現役並み所得の７０歳以上、自己負担２割から３割に増、７０歳以上、長期入院者食費、居住費、原則自己負担とされました。このほか給付期間が２５年に満たず、年金を受け取れない可能性のある６５歳以上の人が国民年金加入者１９万３０００人、厚生年金加入者１２万４０００人、複数の年金加入者が９万人いることが、２００４年８月１０日に国会答弁で明らかにされています。

その上、命にかかわる医療の分野で導入された高齢者差別の後期高齢者医療制度、一刻もこんな政権を続けさせるわけにはいかないとの声が大きくなるのは当然だと思います。参議院では後期高齢者医療制度の廃止法案が通過の事態も生まれ、秋の臨時国会に臨むに当たって内閣の改造が８月に行われたのですが、ついに福田首相も９月１日に辞任を表明、１年持たずに終わりました。

原油高やこれに伴う日常製品、食料品の相次ぐ値上がり、さらに円高等による輸出産業の低迷、政治に先が見えない、一層の長期不況も予測される状況の中で、石油高騰を初め諸物価に苦しむ市民への対策を基本条例にどう盛り込むかについてをお聞かせください。

２点目として、配食サービス、灯油代、火災報知機、家賃等について。具体的研究課題配食サービスをもっと安価に提供できないか。ことしは夏が暑かっただけに、寒い冬も予想されます。お年寄りはいっと耐える生活で、肺炎などを起こしたらそれこそ大変です。冬の時期に灯油代補助を支給することが考えられないか。ことしから火災報知器の設置が義務づけられておりますが、１基５０００円以上もすると、年金だけに頼る低所得のお年寄りの家庭では大変な負担で、なかなか設置することができません。しかし、お年寄りだけの家庭こそ、火災報知機の設置は大切です。

こうしたところに、例えば半額助成するなどの支援策はとれないか。同じような理由で低所得者の家賃助成が求められています。以上について、低所得の高齢者や障害者への支援策の取り組みがとれないかという点をお聞かせいただきたいと思います。

次に、４件目として福祉バス・市内循環バスの取り組みについて。１点目として、利用登録及び運行の状況について。会派の説明会でもお聞きしておりますし、また、ほかに聞かれた方もいらっしゃいますので、簡単にお聞きしたいと思います。利用登録状況、利用対象者別内訳、乗車人数と、前回、私が要望したバス停の目印設置、登録受付場所の拡大についてお聞かせください。また、時刻表の見直しについては１便減ってしまったのは大変残念ですが、早速９月１日に実施されています。また、周知徹底についても広報、学校、老人会などの集まり、各登録証等に変更時刻表が告知され、現状の利用者にはほとんど支障なく知らされたようです。仕事はこうでなくては いけません。大変ありがとうございます。

実態運営に近い時刻表設定となるよう改正したということで、ほぼ時刻通りの運用が期待できるものと思いますが、大丈夫でしょうかとお聞きしておきたいと思います。あわせて、利便性拡大の努力等についてお聞かせください。

2点目に、市内循環バスの考えについて。福祉バスの利用が広がるにつれ、市民の方からよその市のように有料でもよいから、だれでも気軽に乗れるバスを走らせてほしいという声を寄せられる方が大変ふえています。前回でも、福祉バスの試行運転に努めることが大事、当面は考えておりませんというお答えでしたが、こうした声がふえている現実をぜひ認識していただきたいと思います。市内循環バスの考えについて、改めてお聞かせください。

最後に、5件目として乳幼児医療費助成制度の所得制限撤廃について。子育ての若いお母さんが、インターネットから子育ての知識を得ることも多くなっています。その一つに、子育て、育児コムがあります。乳幼児の医療費助成についての解説、手続、申請などについてを開いてみると、病院にかかりやすい赤ちゃんの時期の医療費を自治体が援助してくれる制度です。助成内容、対象年齢や所得制限などは各自治体によってさまざまです。条件、健康保険に加入している赤ちゃん、助成してもらえる金額、助成の内容は自治体によりさまざま、申請期間、産後になるべく早く赤ちゃんを健康保険に加入されたらすぐに、申請、問い合わせ、住んでいる市区町村の役所、ここに注意書きで助成内容や対象年齢は事前にチェックをとあります。

赤ちゃんは熱を出したり、病気にかかることが多いので、医療費もとてとかさみます。そこで、自治体の子育て支援の一環として行っているものが乳幼児の医療費助成制度。医療費の全額、または一部を自治体に負担してもらいます。これは自治体が独自に設けている制度になります。住んでいる場所によって内容や条件がかなり違いがあり、中には所得制限がある自治体もあります。助成を受けるシステムも、病院の窓口で乳児医療証を見せるだけでよいところもあれば、病院では一旦お金を自分で払い、後から役所に請求するということもあります。

妊娠中に、あらかじめ自分の住んでいる地域の助成制度がどうなっているのかをチェックしておきましょう。また、対象年齢やシステムは改正されることが多いので、まめに情報チェックするようにするとよいでしょうなどと書かれておりました。子育てに、どの自治体が熱心か、ふさわしい場所かがインターネットでおよその判断がされてしまいかねない状況が見てとれます。

平成16年ごろ、各市で行われた次世代育成支援行動計画を作成するためのニーズ調査結果でも、行政の子育て支援の要望として最も多かったのが、子育て費用の助成、経済的支援であったことも周知の事実です。子どもが病気にかかったとき、医療費の心配なく病院に行ける条件をつくってほしいというのは、子育て世代の切実な願いと言えます。この住民の願いにこたえて、乳幼児医療費助成制度の拡充が進み、23区内すべてで既に所得制限が撤廃されています。

さらに、日本共産党の都議団による中学生までの医療費助成条例提案を受けて、東京都が実施方法や実施時期などについて区市町村と協議し、具体的な内容について検

討を進めていくと、これまでよりも踏み込んだ答弁をしていますので、子育て世代の一層の期待が寄せられているところです。

今回、私の調査によれば三多摩26市の乳幼児医療費助成制度における所得制限撤廃状況は、ことし10月1日実施の予定で青梅市、町田市、国立市、あきる野市、市ではありませんが、お隣の瑞穂町も所得制限を撤廃する予定です。

したがって、三鷹市が1歳児から就学前までは所得の高い方の親の所得が1000万円未満という事実上の所得制限撤廃状況、東久留米市の5歳未満はなし、東村山市が4歳未満はなし、最後に福生市の2歳未満はなしと、子育て世代に最も冷たい市政だという印象を与えてしまう状態になろうとしています。

そこで、医療費助成の拡充に向けた取り組みとして、せめて乳幼児医療費助成制度の所得制限撤廃を、この際すべきではないか、そのお考えはないかをお聞きしたいと思います。

以上、大きく5件についてお聞かせいただきますようお願いいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) おはようございます。奥富議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、米軍基地についてでございますが、4点目の第515航空機動運用群についてから、6点目の事件・事故等での新たに情報が得られたものについてまでは、担当部長から答えさせていただきます。

それでは、米軍基地についての1点目、米軍再編強化三つのねらいと横田基地についてでございますが、在日米軍の再編に伴います航空自衛隊航空総隊司令部と、その関連部隊が横田基地に移駐することが決定いたしましたのは、平成18年5月1日に示された在日米軍再編の最終報告でございました。

福生市では、それまでの間にでき得る限りの情報を市民の方々に提供した上で意見募集を行い、198名の方々と4団体から貴重な御意見をいただき、また、議会とも御協議をさせていただく中で、同年3月29日に、当時の防衛庁や外務省に対して6項目の要請を行いました。また、その実現に向け基地対策特別委員会でも、毎年、北関東防衛局に対しまして要請行動を行っていただいております。さらに、5市1町で構成する横田基地周辺市町基地対策連絡会の総合要請の中でも、「今回の移駐に際しては、周辺住民の不安や周辺環境への影響を最小限にとどめるため、基地運用について国として周辺自治体との協議に応じる等の配慮をすること」などを要請しております。

今後とも、6項目の要請はもとより、米軍再編に伴う横田基地の態様の変化については引き続き国等に対し、万全の周辺対策を図るよう要請を行ってまいります。

次に、2点目の横須賀配備予定の米原子力空母についてでございますが、本年6月議会におきまして同様の御質問をいただき、そのときにも答弁をさせていただきました。今回の原子力空母が配備される件などにつきましては、詳細を承知しておりませんが、日米安全保障条約に基づく国防上の問題であり、日本の安全を確保するためのものであると考えております。ただし、空母配備に伴う安全の確保、事故防止などに

については当然万全を期するよう強く望むものでございます。

次に、3点目のケニー司令部ジャパン（第13空軍分遣隊）についてでございますが、第13空軍第1分遣隊は平成19年1月5日に横田基地に新たに設置された隊員数約50名の部隊であります。その人員については第5空軍からの配置がえにより対応されておりますので、横田基地全体の人員に増減はないとのことであります。

現在、太平洋地域におけるミサイル防衛に関する情報収集や作戦計画の策定などは、ハワイに司令部を置く第13空軍所属の第613航空宇宙運用センターが担っておりますが、このセンターで得た情報を素早く自衛隊と共有し、日本の防衛に役立てるため、第1分遣隊が設置されたと聞いております。なお、この第13空軍第1分遣隊の設置は、日米安保条約に基づく国防上の問題であると認識しておるところでございます。

次に、C型肝炎、石綿被害、大気汚染患者等対策の周知についてでございます。お尋ねのC型肝炎についての記事掲載依頼は、あきる野市にございます任意団体から、あきる野市内で開催する講演会が、福生市民の患者にとりましても有益であるとのことから、その開催について市の広報紙に掲載を依頼するものでございました。

市の広報は、市の施策、行事等の市政に関する記事の掲載を第一としております。次に、官公庁等の公的機関から掲載依頼のあった市民の皆様への周知事項を掲載し、また、市民の皆様の自主的な活動としての記事も掲載しております。しかし、官公庁等を初め、その掲載依頼件数が多く、要点のみの掲載といたしましても、なお紙面が足りないことがございます。その場合は掲載を割愛することが生じてまいります。

先ほどの掲載依頼は、市及び他の官公庁等の掲載記事で紙面がいっぱいになりましたことにより、掲載できなかったことによるものでございます。また、石綿被害患者対策につきましては、平成18年3月、石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行されております。この事業についての内容等の周知につきましては、国及び都からの掲載依頼はございませんでした。本事業の周知は環境省等により新聞紙上、ホームページで行われておりまして、市町村等の自治体では行われておりません。

次に、気管支ぜんそくなどに対する東京都の大気汚染医療費助成制度が、平成20年8月から、それまでの18歳未満を対象とする条件から、対象年齢を全年齢とすることに変更されたとの広報依頼につきましては、平成20年5月1日号の市広報等にて詳細に周知をいたしております。市の広報に掲載依頼のありました記事につきましては、紙面に量的な制限もございますが、福生市広報発行規程に基づき、今後でもできる限りの掲載をまいります。

次に、低所得者の高齢者や障害者への経済的支援についての1点目、石油高騰を初め諸物価高に苦しむ市民の対策を基本構想にどのように盛り込むかという御質問でございます。お話にございましたとおり、原油高やこれに伴う日常製品、食料品の相次ぐ値上がり、さらに円高等による輸出産業の低迷など、我が福生市というよりも日本の社会全体が経済面からも景気停滞の局面に入り、元気がない状況になっております。

私は、我がまち福生を、住んでよかったと感じ、また住みたくなる夢のあるまちにしたいと思い五つの元気を掲げさせていただきました。それは高齢者や障害者だけでなく、子どもから大人まですべての市民に感じていただきたいという思いでございます。ただ、御質問の経済的支援といった具体的施策は、基本構想という長期的なスパンで対応していくという性格のものではないと考えております。

次に、2点目の配食サービス、灯油代、火災報知器、家賃等についてでございますが、現行実施している事業で申し上げますと、配食サービス事業では福生市の利用者負担額は近隣自治体と比較しても低額となっております。利用者負担の低減を図っているものと認識しております。現実的にはひとり暮らし等の高齢者の見守り事業としても有効な事業と考えております。

また、低所得高齢者への家賃助成につきましては、平成19年度をもって廃止をいたしました。廃止した影響などを含めて検討いたしまして、今後一定の判断をいたしたいと考えております。そのほかの灯油代や火災報知器につきましては、全国的に見れば低所得の高齢者や障害者へのサービスは多種多様に展開されているかもしれませんが、現時点では市として、新たな金銭給付的な経済支援策につきましては考えておるところではございません。

次の、福祉バス・市内循環バスの取り組みについては、担当部長からお答えいたします。

次に、乳幼児医療費助成制度の所得制限撤廃についてでございますが、現行の義務教育就学前の乳幼児の医療費助成制度では、2歳未満の乳幼児の保護者の所得制限は撤廃しているところでございますが、2歳以上の乳幼児の保護者には一定の所得制限を設けております。御質問の所得制限の撤廃につきましては、羽場議員さんの御質問でもお答えしておりますが、庁内に立ち上げました五つの元気ワーキングチームにおきまして、具体的に検討をすることとなっておりますので、いましばらくのお時間をいただきたいと思います。

以上で、奥富議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○企画財政部長（田中益雄君） それでは、私から米軍基地についての4点目、第515航空機動運用群について、5点目の残土運搬について及び6点目の事件・事故等での新たに情報が得られたものにつきまして答弁させていただきます。

初めに、第515航空機動運用群についてでございますが、横田基地内に本年6月27日に、第515航空機動運用群が発足しております。この部隊は、現在、横田基地内に置かれている旅客ターミナルや貨物ターミナルの運用管理などを行う第730機動中隊の上級部隊となっており、また、横田基地のほか嘉手納基地、そして韓国のオーサン基地に対して輸送及び整備に関する統制を行うとのことでございます。

これまで、この三つの中隊を統制していたハワイのヒッカム空軍基地の第715航空機動運用群は、このほかにアラスカやグアム、ハワイを含めた6中隊を指揮下に置いておりましたので、今回、横田基地に第515航空機動中隊が発足したことで、二つの運用群が3中隊ずつ統制することになるとのことでございます。

また、二つの運用群はヒッカム空軍基地に新設された第515航空機動運用航空団が統制することになったことから、即応性や効率性が向上することとでございます。なお、横田基地広報部によりますと、横田基地に発足した第515機動中隊は人員は10名程度で、航空機や施設の増加などはないので、市民への影響はほとんどないのではないかと、こういうふうな回答を得ております。

また、飛行回数のお尋ねでございますが、飛行回数は過去5年連続で減少しております。福東地区の誘導灯付近では平成15年度が1万2754回、19年度が8722回でありましたので、約3分の2に減少しております。ただ、今年度でございますけれども、4月から8月までを前年度同時期と比較いたしますと、今年度が3942回で、19年度が3130回でしたので、812回の増となっております。

次に、残土運搬についてでございますが、まず搬出台数で本年7月29日から搬出が始まったようでございまして、8月22日までで申し上げますが、残土搬出が行われた14日間で延べ1700台であるとのこととでございます。また、残土搬出の処分場所は確認いたしましたところ3カ所ありますが、1カ所は日の出町大久野2650番地、次が青梅市成木8-452-1、もう一カ所は青梅市成木8-465-1だそうでございます。受け入れ業者は3カ所とも株式会社建設資源広域利用センターであるとのこととでございます。

また、基地からの搬出時と残土処分地の受け入れ時での土壌汚染等の環境チェックでございますが、基地内での土壌調査につきましては受け入れ業者との取り決めで溶出試験26項目と含有試験9項目となっているとのこととでございます。なお、この含有試験の項目数につきましては、一昨日の杉山議員さんの再質問の答弁の時点では、北関東防衛局から10項目であるとの回答を受け、そのように答弁をさせていただきましたが、昨晚、北関東防衛局から9項目であったとの連絡がありましたので、直近の
情報とさせていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

また、臭気の検査の関係でございますけれども、具体的な項目は確認できておりませんが、臭気チェックはしているとの回答を得ております。なお、この残土の検査は掘削を行う前に行われますけれども、同様の検査を5000立方メートル搬出するごとに実施していくとのこととでございます。なお、受け入れ先では検査は行っておりません。

もう一点の地下水脈の状況につきましては把握してございませんので、よろしくお願いいたしますと思います。

次に、交通渋滞と安全対策についてでございますが、日の出町にある残土処分場へのルートは市内の小・中学校の通学路であるため、通学時間帯には運搬しないこと、また、第5ゲート前で渋滞などが起きないように強く要請を行っております。その結果、通学時間帯については国道16号線を利用するなどの対策を講じ、また、第5ゲート前では渋滞を起こさないよう十二分に配慮するとの回答を、北関東防衛局から得ております。

次に、基地内の残土を日の出町の残土処分場まで運搬するのに、永田橋仮橋の耐久性と騒音増加の心配はないかとのことでございますが、永田橋のかけかえ工事の施工者であります東京都西多摩建設事務所に確認いたしましたところ、仮橋の設置に当たりましては工事施行前まで利用していた仮設の永田橋の交通量や交通車両を考慮した交通荷重で設置をしているので、基地からの運搬車両がふえたとしても、特に支障はないとのことでございました。

また、騒音の件につきましては、ことしの5月下旬に仮橋の覆工板を溶接して騒音低減対策を図りましたが、現在、施工した溶接の状況を監視しているとのことでございます。特に問題がなければ、年内までには仮橋にアスファルト舗装をし、さらなる騒音の低減を図っていくとのことでございます。

次に、事件・事故等での新たに情報が得られたものについてでございますけれども、本年6月2日に起きましたJR青梅線の貨物専用踏切で、突然遮断機が上がってしまったというようなことがございましたが、6月3日以降、安全対策のための工事が施されるまでは、機関車が踏切の手前で一旦停止し、安全確認を行っていましたが、日本貨物鉄道株式会社の広報室に確認したところ、6月16日にその対策工事は終了したとのことでございます。

また、6月11日には横田基地所属のヘリコプターUH-1Nが、神奈川県相模原市の相模川河川敷に予防着陸をしております。さらに、7月10日には横田基地所属のヘリコプターUH-1N、同じものでございますけれども、中身の入ったペットボトルが落下し、また、7月14日には横田基地所属のC-130からIFFアンテナ、これは敵・味方を見極めるアンテナだそうでございますけれども、このアンテナが落下した事故も起こりました。8月2日には、横田基地所属の軍属が福生駅東口にあるクラブで女性にけがを負わせるという暴行事件も起きておりますが、これらの事件・事故につきましてはその後の新しい情報提供はございません。そこで、基地に対しては5市1町とも連携をしながら、正確な情報を速やかに提供するよう強く求めています。

以上で、奥富議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、私からは4項目目の福祉バス・市内循環バスの取り組みにつきまして、市長の補足答弁を申し上げます。

まず、福祉バスの利用登録及び運行の状況でございますが、利用登録につきましてはこの7月30日現在で3300人、利用対象者別の内訳では、引き続き高齢者の利用登録が7割を超えている状況でございます。

乗車人数につきましては、5月7日から7月30日までの間で1万6100人、1日当たり約220人の利用となっております。

また、御要望をいただいておりますバス停の目印設置につきましては、各バス停の歩道上等に目印のプレートをこの9月に設置いたしました。

また、利用登録の受付場所につきましても、わかぎり、わかたけ図書館、さらにさくら会館での利用登録ができるよう受付場所の拡大を図ったところでございます。さ

らに、交通事情によりましては定時運行の確保ができない時間帯もございましたことから、運行時刻表の見直しを行いまして、時刻表どおりの運行が確保できるように努めております。このことによりまして、福生コース、熊川コースが乗り入れを行っております保健センターでの乗りかえができるようになるなど、利用者の利便性の向上も図ることができると考えております。

次に、市内循環バスの考え方でございますが、市内循環バスにつきましては、これまでも市内循環バス導入検討調査結果や他市の実績などから、市内循環バスを走らせることは大変困難であるという認識でございます。こうしたことを踏まえまして、本年度から高齢者などの交通弱者対策といたしまして、福祉バスの試行運行を開始したわけでございます。したがって、市内循環バスにつきましては福祉バスとは別に考えることであると思っておりますし、現時点では福祉バスの試行運行に努めることが大事であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○8番（奥富喜一君） 御答弁、ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

1件目、米軍基地についての一つ目、米軍再編強化三つのねらいと横田基地についてですが、在日米軍の再編に伴う航空自衛隊航空総隊司令部と、その関連部隊が横田基地に移駐することが決定したのは、平成18年5月1日に示された在日米軍の最終報告であった。福生市ではそれまでの間に、でき得限りの情報を市民の方々に提供した上で意見募集を行い、198名の方々と4団体から貴重な御意見をいただき、また議会とも協議をさせていただく中で、同年3月29日に当時の防衛庁や外務省に対して6項目の要請を行いましたとのことのお答えです。確かにそうでしたね。

市民の意見募集を早い時期に行うなど、画期的な対応をされました。新市長もぜひ市民に可能な限り詳細な情報を早く伝え、市民の意見を聞く中で可能な限りの確な対応に努める政治姿勢を貫いていただきたいと思いますと思いますが、この点でのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

今後とも、6項目の要請はもとより米軍再編に伴う横田基地の態様の変化については、引き続き国等に対し万全な周辺対策を図るよう要請を行っていくというお答えでしたので、この問題については市民の命と財産を守る問題として、超党派で力をあわせて対応していきたいと思っております。

2004年12月に制定された新防衛計画の大綱は、今後の日本の防衛方針について次のように明記しております。「見通し得る将来において、我が国に対する本格的な侵略戦事態生起の可能性は低下していると判断されるため、従来のようないわゆる冷戦型の対機甲戦、対潜戦、対航空侵攻を重視した整備構想を転換し、本格的な侵略事態に備えた装備、要員について抜本的見直しを行い、縮減を図る」となっています。

このように、日本への侵略の可能性が低下したという公式な分析結果を表明したにもかかわらず、自衛隊は軍縮どころか軍備拡張に走っています。専守防衛、他を攻撃することなくもっぱら守ることによって自国を防衛することの基本方針を捨てて、海

外派兵恒久化の道をアメリカの歩調にあわせるべく進めています。この危険な行き方が、憲法9条違反であることは間違いありません。

名古屋高裁はこのほど、現在、航空自衛隊がイラクで行っている空輸活動は憲法9条1項国際紛争を解決する手段として戦争や武力による威嚇や行使を禁ずるに違反。イラク特措法違反と断罪いたしました。この判決は、今、日本は戦争していますということです。良識の府は明確な判断を示しています。何よりも大切な市民の命と財産を守るために可能な行動を起こしていくことが今、強く市民に求められています。

2点目として、横須賀配備予定の米原子力空母について。市長は、「原子力空母が配備される件などにつきましては詳細を承知しておりませんが、日米安保条約に基づく国防上の問題であり、日本の安全を確保するためのものであると考えます。ただし、空母配備に伴う安全の確保、事故防止などについては万全を期すことを強く望むものであります」とお答えになりましたが、事実として大変な問題であることの認識をお持ちいただきたい。

原子力発電機が2基、海の中に、1年のうち半年ぐらい据えつけられる問題であること、陸に設置する場合は地震に備えて耐えられる設計が施され、嚴重なコンクリートの壁に守られています。空母はそういうわけにはいきません。極めて不安定な状態の原子力発生装置がほぼ裸の状態。日本の玄関口、日本の心臓部、私たち自身が核汚染の危険にさらされるという現実であるということです。

先ほども申したように、2004年12月に制定された新防衛計画の大綱では、ほとんど戦争の危機は訪れないと結論しています。しかも、戦争は人間が起こすもので、事前にとめることが可能です。しかし、原子力発電所の事故は、陸上でもいろいろな形で、日本国内でも現に何度も起きています。メルtdownの危機を予測させるような事故もありました。しかし、頑丈なコンクリート壁や何重もの安全に対する迅速な対応などで最悪の事態を免れてきました。

軍事機密にしか守られていない、この危険な代物を不安定な状態で置くことを許すなど、決してあってはいけないと私は考えます。日本国民の命と財産を差し出すことなど絶対に考えられません。だからこそ、原子力空母配備を許すな、米軍基地の再編強化反対、7月13日横須賀集会にこの西多摩から大型バス2台、集会参加者全体では3万人を超える大集会に私も参加してきました。

再度、お聞きします。市民の命と財産を守るお立場の市長として、この点でのお考え、今後の対策についてお聞かせください。

3点目、ケニー司令部ジャパン（第13空軍分遣隊）について。現在は太平洋地域におけるミサイル防衛に関する情報収集や作戦計画の策定などは、ハワイに司令部を置く第13空軍所属の第613航空宇宙運用センターが担っていて、このセンターで得た情報を素早く自衛隊と共有し、日本の防衛に役立てるため第1分遣隊が設置されたと聞いているとのことでした。

2010年、横田基地に配備予定の航空自衛隊航空総隊の府中の施設は、1950年代、米軍のものであったものを航空自衛隊に移管したものです。この府中基地では

日本国内にある２８カ所の自衛隊レーダー基地すべての情報が集中管理されていると言われています。

２０１０年以降は、日本のレーダー情報のすべてがアメリカの情報と一体的に管理されて、ミサイル防衛などに活用されるということです。このミサイル防衛にしても既に７０００億円も注ぎ込みました。戦闘機がマッハ２、ミサイルは上昇時でマッハ１８、マッハ２１、下降時はそれ以上になると言われています。これを迎撃するということは土台無理な話です。

アメリカ本国を守ることはできるかもしれませんが、日本の空や国土防衛は不可能が正しい、科学的な結論と言えます。今後、何兆円かかるかわからない膨大なむだ遣いをしようとしているわけです。軍拡競争と利権争いの種でしかありません。しかも、アメリカにすべてをゆだねることになります。とんでもないことです。どこに主権国家が残ると言えるのでしょうか。

４点目として、５１５航空機動運用群について。飛行回数、５年連続で減少してきていたのが、やはり第５１５航空機動運用群の体制になって飛行回数がふえてきたということがわかりました。４月から８月までの前年度同期比較で、今年３９４２回、昨年３１３０回で、８１２回も増加しているという結果、何か多いなというふうに感じておりましたが、数字は正直で、これを裏づけてくれました。

ある方のホームページによれば、第５１５航空機動運用群、群司令部は日本で、横田基地、これが主に太平洋の西側を担当し、第７３０、これは横田基地ですが、第７３１韓国オースアン基地、第７３３嘉手納基地の３個機動中隊の管理、運用を行い、飛来する機としてはＣ－１７、グロブマスターⅢ、Ｃ５Ａギャラクシー、Ｃ－１３０ハーキュリーズ、ＫＣ－１０Ａエクステンダー、ＫＣ－１３５ストラトタンカー及び有事に徴用される民間予備航空機体の整備、補給等後方支援を実施する。また、７１５航空機動運用群群司令部ハワイ・ヒッカム基地は太平洋の東側を担当、第７３２、アラスカと第７３４、グアム、第７３５ハワイの３個中隊で同様な任務を実施すると報じられています。横田基地は、航空機動群の太平洋における支援基地として今後強化が一層進むと予測されます。

このような記載がありますが、こういった理解が正しいということなのか、もし違うところがあったら御指摘をいただきたいと思います。

あと、頭の中が非常に今変わってきてわからないのですが、これは基地対の中で細かくまた聞いていきたいと思いますので、５点目に移ります。

残土運搬について。基地から搬出時、処分地受け入れ時での土壌汚染等の環境チェックについて、市内での土壌調査については溶出試験２６項目と含有試験９項目について行われ、臭気試験も一応行われているということでした。テトラエチル鉛、一般には四エチル鉛とかいうふうなことで知られておりますが、これは大変毒性が強く、異臭があり、水に溶けにくい油です。日本では毒性が強いために昭和４５年ごろから使用禁止になっていますが、アメリカ軍やヨーロッパではまだ多く使用しているようです。特に、航空機燃料は少なくともつい最近まで使われていたはずで、厳重なチ

エックが必要です。

また、掘削前、5000立方メートル搬出するごとに実施しているということでしたが、私が調べた土壌汚染対策法によりますと、土壌汚染が存在する恐れが比較的多いと認められる土地は、100平方メートルに1点、土壌汚染が存在する恐れが少ないと認められる土地は900平方メートルに1地点。土壌汚染の恐れがない土地は、資料採取不要となっていますが、どういう基準で採取することとしたのでしょうか。3条調査とか4条調査（4条調査というのは都道府県が指定する分析法ですが）もあるようですが、その関係はどういうふうになっているのでしょうか、どこが検査を行っているのでしょうか。

また、第2種特定有害物質、重金属等の基準と考えてよいのでしょうか。さらに、問題は受け入れ先では検査を行っていないということです。不届きな業者が荷物を入れかえて廃棄したら、防ぎようがないということになると思いますが、ここら辺についてお答えをいただきたいと思います。

今回、この3カ所で産業廃棄物の処分が行われていたということがたまたま私たちが知るようになったわけですが、水源地に近い、しかも石灰岩を採掘した跡地に産業廃棄物が何の検査もされることもなく廃棄されているということは、重大な問題ではないかと思います。

二つ目に、日の出町、青梅市、各受け入れ地の正確な位置等の情報及び地下水脈の情報について、所在地の情報はお聞かせいただいてわかりました。地図からもおおよその場所は察せられ、日の出町については石灰岩の採掘地であることは目でも確認してまいりました。青梅市の2カ所はどのようなところなのでしょうか、これについてお聞かせください。地下水脈の状況についてはぜひ把握していただきたい。水道関係者の専門家にお聞きすると、相当の情報がわかっているはずとのお答えでした。重大な問題だと思いますので、きょうはお答えできないかもしれませんが、ぜひ確認をお願いいたしまして、これもきょうわからないということであれば、基地対で聞いていきたいと思います。

三つ目に、運搬中での交通渋滞は避けられる予定か、交通安全対策は万全か。日の出町にある残土処分へのルートは、市内への小・中学校の通学路でもあるため、通学時間帯には運搬しないこと、また、第5ゲート前で渋滞などが起きないように強く要請を行っているとのことですので、大丈夫かとは思いますが。

永田橋の仮橋の負担とも関係があるので、お聞きしていこうと思うのですが、25万立方メートルというこの土は、何トンぐらいに当たるものなのか。係数は何か1.65トンというふうなことをお聞きしたこともあるのですが、実際のところ、そこら辺をお聞かせいただきたいと思います。

四つ目に、永田橋仮橋は耐久性、騒音増加の心配について。既設の永田橋の交通量や交通車両を考慮した交通荷重で設置をしているので、基地からの運搬車両がふえたとしても特に支障がないとのことでしたとのお答えでしたが、普通に10トン車が毎日100台通過するということは考えてはいなかったのではないのでしょうか。

か。特に、せっかくある程度静かになった仮橋が、また騒がしくならないか、大変心配です。年内にアスファルト舗装をするとのことですが、騒音がひどくなる場合、どのような対策をとられる腹づもりかをお聞かせください。

6 点目、事件・事故等で新たに情報が得られたものについて。事故等の関係で他の議員が米軍兵士等の立ち入り禁止区域を余り強めるのはという発言がありましたが、実態を御存じないから言えることです。禁止区域を設ける前の金曜日の夜や土曜日の早朝は多人数で群れをなし、頻繁に殴り合いの事件があり、血まみれの飲んだくれが倒れているなど、大の男でも近づけない状況で、まともな商売を行える状況ではありませんでしたというのが私の目撃の事実です。この点をまずつけ加えておきたいと思います。

事件、事故については、私ども議員あてにファックス送付してくださっている情報程度ということでわかりました。聞いておきたいのは前年の事件、事故の件数比較という見地から、増加傾向か、減少傾向かをお聞きしたいのですが、比較検討できるような資料となるようなものを保管されているかどうかをお聞かせください。

○議長（原島貞夫君） 11 時 15 分まで休憩いたします。

午前 11 時 5 分 休憩

~~~~~

午前 11 時 15 分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

では、奥富議員質問を続けてください。

○8 番（奥富喜一君） 次に、2 件目として C 型肝炎、石綿被害、大気汚染患者等対策の周知について。1 点目として、C 型肝炎患者対象の講演会が、広報に掲載されなかった事情についての点ですが、市及び他の官公庁等の掲載記事で紙面がいっぱいになりましたことにより、掲載できなかったことによるものとのことで、やむを得ない処置だったことかもしれませんが、大事な周知手段を欠いてしまった、大変残念なケースです。何らかの広報手段のアドバイスや援助はしていただいたのでしょうか。この点についてお聞かせください。

C 型肝炎ウィルス感染の可能性のある方が、国内で 200 万人とか 300 万人いるとか言われています。福生市民約 6 万人として、200 万人なら 1200 人、300 万人なら 1800 人もおられるわけですから、早く発見し、早期治療で少しでも改善が図れるよう、これからもこういうことには大いに協力して、広報周知に努めていただきたいと切にお願いをしておきます。

2 点目として、石綿被害者対策の内容と該当市民への周知について。平成 18 年 3 月に石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、石綿による健康被害の救済に関する法律が施行されております。この事業についての内容と周知につきましては、国及び都からの掲載依頼はございませんでした。本事業の周知は環境省により新聞紙上、ホームページで行われておりまして、市町村の自治体では行われておりませんとのお答えでした。市長が悪いわけではありませんが、今の国は狂っているとしか言いよう

がありません。

国の責任でこんなに被害を拡大させてしまったのに、あらゆる手立て、特に基礎自治体に周知徹底の協力をお願いするのが当然のことです。本当に腹立たしい限りです。中皮種だけでも亡くなられた方は全国で1995年で500人、これが2005年911人、2006年1050人、2007年1068人、東京都でも1995年37人だったのが、2005年73人、2006年93人、2007年81人、厚生労働省の資料を見ると、全体として亡くなられている方がふえているということがわかります。

福生市民の中、特に建設業に携わったほとんどの方が何らかの被害を受けている可能性があるということの認識を持ち、患者を発見し、治療、救済のために行政も可能な限り手を尽くすことが求められているものです。

2008年6月18日に法律が改正され、公布されています。新法の施行は6カ月以内とされていますから、年内じゅうに施行されることになります。遅くはありませんので、早い時期と施行時期に広報掲載をぜひ計画していただきたいと思います。この点についてのお考えをお聞かせください。

以下、改正の一部を紹介しますと、「石綿による健康被害の救済に関する法律の改正点、平成20年6月 1、医療費、療養手当の支給対象期間の拡大、療養開始から医療費、療養手当を支給する。」ただし書きもあります。そして、2点目が制度発足時における未申請死亡者の扱い、請求可能期間、支給の請求可能を死亡から5年とする。未申請死亡者への救済給付内容、特別遺族弔慰金、約300万円を支給するなど非常に大切な情報が載っております。

3点目、大気汚染医療費助成制度の内容、全年齢者への拡大の周知についてですが、東京都の気管支ぜんそくなどに対する助成制度で、平成20年8月から、それまでの18歳未満を対象とする条件から、対象年齢を全年齢とすることに変更されたとの広報依頼につきましては、平成20年5月1日号の市の広報等にて詳細に周知いたしておりますとのことですが、8月実施とわかっていることすし、苦しんでおられる方にとって大変な利益なのですから、ことしの8月号で本来はぜひもう一度出してもらえばよかったと思います。

こういった、知っているとお得な情報とか豆知識といった扱いの仕方で、ぜひこういうものを紹介していただくことを検討していただきたいと思います。扱い方はお任せいたしますが、大気汚染医療費助成制度の全年齢への拡大についての紹介記事を載せる考えについてお聞かせください。

長引く不況の中で、新聞代を節約する家庭が大変ふえております。折り込み広告をされる方はよく御存じなのですが、うそかと思うほど読売、朝日、毎日などの読者数が減少しています。また、大量の折り込みビラに隠れて、捨てられる貴重な情報も少なくありません。東京都の広報も新聞折り込みをするので、関心のある方はともかく、読まない方が大変多いです。また、旅行に、催しに興味がある方はそこしか見ないで捨ててしまうケースが大変多いのが現実です。しかし、そうした中で意外によく読ま

れているのが広報ふっさです。この役割に自信と誇りと責任を持ってぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に、3件目として、低所得の高齢者や障害者への経済的支援策について。1点目、石油高騰を初め諸物価に苦しむ市民の対策を基本条例にどう盛り込むか、経済支援といった具体的施策は基本構想という長期的なスパンで対応していく性格のものではないかという認識でございますとのお答えでしたが、福生市の場合は構造的に低所得者対策が必要なまちであるということです。

米軍横田基地が長く居座り、他の議員の質問に答えて、横田基地はむしろ固定化すると見ているとおっしゃったように、これからも長く居座ると思われます。本来ならにぎわいのあるまちである地理的な位置にありながら、横田基地があるために物流面、交通面、居住面、経済面でも障害となっています。その上、基地交付金も31.4%にまで減らされ、防衛補助も減らされ、四面楚歌の状況に立たされようとしているのが現在の福生市です。

1案ですが、低所得者層の階級分析を徹底的に行い、国民健康保険税や介護保険税など払いたくても払えない層をしっかりと見極め、払える層の方の中での負担額を算出して決定するなら徴収率も向上し、一般市民の納税意識も健全化されます。このことにより、従来より市の一般財源の負担は減少できます。さらに国保、介護等国の負担を本来の2分の1負担にふやさせていく必要がありますが、こうして浮かせた資金を低所得の高齢者や障害者に振り当てれば、住みよいまち福生市の基礎が築かれると私は考えます。

今、国がやっているように、弱い者から徹底的に搾り取り、強いものにこびへつらい減税するような行政は、国や地方を崩壊に導くやり方です。このことをよく頭に描いて、基本条例をつくり上げることを希望するものです。

2点目に、配食サービス、灯油代、火災報知機、家賃等について。大変よく御存じで、灯油代や火災報知器については全国的に実施するところがふえてきています。配食サービス事業も一段の引き下げ努力が求められています。低所得高齢者の家賃助成はもともと実施していない市はともかく、苦しんでいる時期に途中で打ち切った自治体の方が珍しいとは言え、当市は直ちに復活させるべきものです。生活保護ギリギリや、生活保護以下でもあえて申請せずに頑張っておられる方の身になって、温かい援助の決断をされることを切に要望いたします。

次に、4件目として福祉バス・市内循環バスの取り組みについて、1点目、利用登録及び運行の状況について。これはほかの議員の方にもお答えいただいている内容ですので、重複は避けますが、次回、聞いたときに分離集計、把握は——今回、答えられないという前提なのですが、高齢者の介護者は乳幼児、未就学児とその保護者に含まれているのかどうかということなのです。集計の仕方がちょっとあれなので、この介助者の数字がわかるような返事ができれば、きょうしていただきたいし、また、12月議会でお聞きしますので、答えられなければ12月議会をお願いしたいと。

乗車人数は1万6100人で、1人当たりが220人で、18便で1便12名とい

う平均の勘定で計算すると、大体4名前後が常時乗っているという計算になるのでしょうか。前回も、私が要望したバス停の目印については、各バス停の歩道上等に目印のプレートをこの9月に設置してくださるということで、大変ありがとうございます。さらに、利用者がふえてくださるということを大いに期待したいと思います。また、登録されたが、まだ利用されていない方、これから登録され、利用される方にはわかりやすいということをぜひ宣伝していきたいと思います。

市道以外の道路、特に都道の関係ですが、プレート設置交渉にはいろいろと御苦労があったとお聞きしております。担当された方にも特に労をねぎらいたいと思います。改正時刻表にはかなりの自信を持っておられるようで、大いに期待したいと思います。福生コース、熊川コースが乗り入れを行っている保健センターで、乗りかえもできるようになるなどの利便性の向上も努力されているとのことですので、大いに利用されている方、利用される予定の方にアピールをしたいと思います。

登録受付場所についても、わかぎり、わかたけ図書館、さくら会館でも利用登録ができるよう、受付場所の拡大も図ったとのこと、大変登録もできやすくなったわけで、あとは大いに私たちも含めて宣伝をしていきたいと思います。

2点目、市内循環バスの考えについて。市内循環バスについては、これまでの市内循環バス導入検討調査結果や他市の実績などから、市内循環バスを走らせることは大変困難であるという認識とのお答えです。現時点では福祉バスの試行運転に努めることが大事であるとさらに考えているという答えなので、冷たいお答えなのですが、現在、CO<sub>2</sub>削減努力が世界的規模で本格的に求められています。ことしの夏の異常な雨降りなどを経験し、多くの市民も地球温暖化ではないかとの危惧を深めて、環境問題に真剣に取り組んでいかなければとの思いを深めております。環境問題、ガソリン高騰、値上げラッシュ、不況突入などがあり、今後は自家用車を控える、健康管理も含め脱自家用車を真剣に検討される方等増加すると思われます。

こうした時に、市内循環バスのきめ細かい運行計画、他市の施設をもつなぐ運行計画などが示され、またそうした取り組みが早く行われれば、市民の足をよりよく確保し、環境負荷削減に貢献することができます。地球環境対策にこたえ、市民の声にこたえた検討を早急に取り組んでいただけるよう、こうした課題認識をぜひお持ちいただくようお願いしたい、これは要望にとどめます。

次に、最後、5件目として、乳幼児医療費助成制度の所得制限撤廃について。「庁内で立ち上げた五つの元気、ワーキングチームにおいて、具体的な検討をすることになっていますので、いましばらくお時間をいただきたいと思います」と、のんきに構えていてよい状況にあるのでしょうか。ことし10月以降は町村を除けば、東久留米市の5歳未満と東村山市が4歳未満、福生市2歳未満、この3市だけが所得制限を続けているところ、中でも福生市は所得制限撤廃が2歳未満の対象と、一番子育て支援に不熱心という印象になってしまいます。子育て世代に最も冷たい市政だと印象を与える状態になろうとしているわけです。

そこで、あえて伺いたいと思います。所得制限撤廃を就学前まで拡大すると、予算

はどの程度必要になるのか。その予算額と、子育てに最も冷たい市政の印象と、どちらが重いと思われるか。他の施策で子育てに熱心な当市が、こんなところで、そんな印象を持たれることは大変な損失だと私は考えております。金額とお考えをお聞かせください。

以上、大きく5件についての質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（原島貞夫君） 残時間が少なくなりましたので、答弁は簡潔にお願いいたします。

○市長（加藤育男君） 奥富議員さんから幾つかの御質問をいただいておりますけれども、一つだけお答えさせていただきます。

私の政治姿勢として、市民に可能な限り詳細な情報を早く伝え、市民の意見を聞く中で可能な限りの確な対応に努める政治姿勢を貫いてもらいたいですが、どのように考えているかというふうな御質問だったと思うのですが、市政を担当する上で、基本姿勢としてそのような考えで臨んでいく、そのような考えでやっていこうと、そういうふうに思っております。

○企画財政部長（田中益雄君） 米軍基地に関しまして答弁させていただきます。初めに、横須賀配備の原子力空母の関係でございますけれども、先ほど、市長答弁にもありましたとおり、日米安全保障条約に基づく国防上の問題としてとらえているところでございます。空母配備に伴います安全の確保、事故防止などについては、当然万全を期するよう強く望んでいるところでございます。

次に、第515の関係でございますけれども、お話のありました第515航空機動運用群に関するホームページの内容でございますけれども、今後の横田基地を予想している部分、予測している部分はホームページを開設している方の個人的な御意見であるととらえております。なお、それ以外につきましては、横田基地広報部に確認したところでは、内容的には間違いがないと、こういうことでございます。

次の残土搬出の関係でございますが、環境チェックに関する件でありますけれども、現在、北関東防衛局に確認中でございまして、回答を得られておりませんので、よろしくお願いいたしますと思います。

それから、青梅市にある2カ所の残土処分場の関係でございますけれども、2カ所ともともとと採石場だった場所だそうでございます。

それから、25万立方メートルが何トンくらいかという御質問でございますけれども、東京都建設局の積算資料により計算いたしますと、41万2500トンになるそうでございます。

次の、永田橋の関係につきましては、都市建設部長から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

それから、事件、事故の関係でございますけれども、昨年度の比較ということでございますけれども、19年度につきましては6件ほどございましたが、今年度につきましては現在のところ4件という状況でございます。

また、過去のものの比較ということでございますが、「福生市と横田基地」という冊

子をつくっておりまして、その中に基地に関します主な経過等を載せてございますので、主な事件等につきましてはそこに登載させていただいていると、こういう状況でございます。私からは以上でございます。

○都市建設部長（小峯勝君） 私の方から、永田橋仮橋の騒音増加の対策についての御質問でございますので、答弁させていただきます。東京都西多摩建設事務所では、騒音対策として仮橋の覆工板を溶接して、騒音の低減を図っております。またさらに、対策としてアスファルト舗装をしていただけるということでございますので、今よりも大幅な騒音低減が図れると思っております。

現状の仮橋としては、最善の対応だと思われまますので、もし仮にそれでも騒音が出るようでありますれば、日の出町への運搬ルートの見直し等につきまして北関東防衛局と調整をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、私からは2項目目のC型肝炎等の周知につきまして、まずC型肝炎患者講演会の周知についてでございますが、市広報に掲載できませんでしたので、依頼団体から提供されましたポスターを市内4カ所の駅の掲示板等に掲出をさせていただきました。この旨、団体に御連絡を申し上げまして、御礼のお言葉をいただきましたというような状況でございます。

それから、石綿被害救済制度と大気汚染医療助成制度の周知についてでございますが、これらの制度につきましては基本的にやはり国や東京都が実施主体でございます。その周知につきましても国、東京都が行うことがやはり本来であろうと、そのように考えております。もちろん、市といたしましては国や東京都から広報掲載依頼があれば市の広報紙の掲載など、できる限りの対応をさせていただきたいと思っております。

先ほど、市の広報は大変見られているということであるとすれば、やはり市独自のPRをするのが本来ではないかとそのように思っております。

また、市民から直接こうした問い合わせがあった場合には、国や東京都の担当機関、あるいは受付窓口などの御案内は当然させていただいております。

次に、福祉バスにつきまして、利用登録者の利用者別の内訳と介助者等ということかと思いますが、利用登録の状況もピークを超えたと思っております。一段落をいたしておりますので、現在、改めて利用対象者別の登録状況などの整理中でございます。これを整理いたしまして、まとめ次第御報告できるかと思っております。次回の議会までに何とかというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○子ども家庭部長（町田正春君） それでは、私の方からは乳幼児医療費の助成制度の関係でございます。撤廃した場合に幾らかかるかというふうな御質問でございますけれども、平成19年度の実績をもとに推計いたしますと、およそ422万円が必要な財源となってくるというところでございます。

それから、最も冷たい印象というふうなお話がありましたけれども、この制度につきましてはもう既に92%を超える方が該当しているというふうなことがございます。

それから、一方では子育て支援施策といったものはこの制度だけではなく、いろいろな形で市としても取り組んでおります。

昨日も、羽場議員さんのお話の中で、他の市町村を凌駕しているのではないかというふうなそんなお言葉もありましたけれども、我々もやはりそういったお言葉をいただくと、まさに返って励みになるのかなというふうなことで、これからも一生懸命やっていきたいと思っていますけれども、ただ、やはり何をやるにも財源というものが必要になりますし、また、費用対効果、こういったことも考えていかなければならないというふうに思っております。

市長答弁でもありましたとおり、ワーキングチームでこの辺につきましても検討していきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○8番（奥富喜一君） ありがとうございます。まず、市長から一応そのような考えで臨んでいくということで、ぜひよろしくお願ひいたします。

米軍基地の関係について、万全を期すというふうなことで田中部長の方からもお答えいただきましたし、ケニー司令部ジャパンと515機動隊、こちら辺の問題についてインターネットの方は個人的意見が含まれているが、組織図的なものはそのとおりというお墨つきをいただきましたので、これを含めて、これからいろいろと細かい体制などを基地対の方でお聞きしていきたいと思ひます。

あと、大事な残土運搬の関係で、お答えが結局、特に心臓部と言えますか、これはぜひ基地対や、あとこれからもありますので、いろいろなところで、細かく聞いていきたいと思ひます。

採掘場所が結局青梅市についても採石場の跡ということで、石灰がすごくあって、そこを地下深く掘った大きな穴に土を入れるということですから、本当に厳密な検査をした土以外は入れないでほしいですね。私はお酒が好きですから、日本でも有数と言われるぐらい西多摩のお酒はおいしい、僕は久保田にも負けないぐらいのおいしいお酒だと思っているのですが、その水が汚染されてしまったら大変なことになりますので、ぜひ守っていくという意味で分析等しっかりとこれからも追及していきたいと思ひます。

運搬の関係で、永田橋の仮橋、41万2500トン程度になるということで、これを計算しますと大体9カ月かかるということで、8月起算でいくと4月いっぱい、だから200台という数字はマックスではなくて、恐らく平均値なのですよ。という、もっとふえるのではないかと思います、この計算から行くと。なので、そこら辺ももうちょっと詳しく聞いてもらうことと、本来は工事に入る前に周辺の関係したところに通知があるべきなのですが、私はどこでもそのような話を聞いていません。ぜひ、そういった点も確認をしていただきたいと思います。

それから、永田橋の耐久性の関係で、小峯部長さんの方からアスファルト舗装の提言は、先ほども答えていただいているわけですが、場合によっては余りひどい騒音が発生するようなルートの見直し等調整を考えていくということで、もしそういう事態になったときには、そういったこと等も検討をぜひお願ひしたいと思います。

それから、事件、事故等の関係は、今の段階で4件で、去年6件ということですから、特段ふえている状況ではないというふうな認識でいいのかと思います。

それから、2件目の方に移りますと、C型肝炎の関係、市内4カ所にポスターを掲示してくださったということで、そういう形で協力して下さって感謝されて、よかったと思いますが、2番目と3番目の国が実施主体、東京都が実施主体はそちらがやるべきという考え方は正しいと思うのですが、ただ、読まれている量とか、非常に身近な問題として広報ふっさというのとはとらえられておりますので、そこら辺も認識されて、小さなコラムでも設けて、ちょっと何かを、「そういったことがあったらホームページのこういうところに掲載してありますよ」ぐらいのアナウンスをしてもいいのではないかと、要望をしておきたいと思います。

それから、4件目の方で福祉バスの関係ですが、今回の議会で集計の内容については答えられるようにして下さるということで、僕が聞きたいのはやはりお年寄りの介助者がどの程度登録されているのかというのが、今、幼児の方と一緒になっているのです、そこが見えないのです。ぜひそこもわかるようにしてもらえればと思います。

5件目の方に移りますと、所得制限の関係422万円ということで、ぜひ、この程度のことでは印象がよくなるのだったら検討していただきたい。これも時間の関係でお答えは要りませんけれども、先ほどの公明党の議員さんもおっしゃったけれども、本当に福生は進んでいるのですよ。子育てを特に重点でやっているのに、こういうところで損をしていませんか、そのアピール効果をぜひ配慮に入れて検討していただくようお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 以上で一般質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時44分 休憩

~~~~~

午前12時59分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第46号、福生市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 野崎隆晴君登壇）

○総務部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第46号、福生市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由並びにその内容につきまして、説明を申し上げます。

提案理由でございますが、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の改正に伴いまして規定を整理したいので、本条例の改正をお願いするものでございます。

それでは、改正内容につきまして説明申し上げます。例規集は490ページでございます。

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の改正に伴いまして、引用している本条例の題名及び第1条中の「公益法人等」を「公益的法人等」に改正をいたすものでございますが、この法律改正が行われました経過には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の改正が行われ、法律間で引用しております題名及び条文中の「公益法人等」を「公益的法人等」に改正したことに伴うものでございます。

元となる法律が改正されました背景には、近年、民間非営利組織、NPO法人の存在が社会的にも重要なものとなりつつありますが、従来、この民間非営利組織が十分な活動をするために法人格を取得しようとする場合、一般的な方法として民法により主務官庁の許可を得る以外に方法がなく、法人格の取得が困難でございました。そのため、特定非活動促進法などの法律が制定され、これにより多様な民間非営利組織が法人格を取得することが可能となりました。

このような背景のもと、従来からの民法の規定による社会福祉協議会などの公益法人に加え、NPO法人も含め、一般社団法人や一般財団法人とすることで公益的法人等と規定の整備が行われたものでございます。しかしながら、法律改正の趣旨を踏まえつつも実際に職員を派遣する場合には、その派遣先法人と市の事務や業務が密接な関連を有し、市の施策の推進を図るため、人的な援助を行うことが適切であるとの判断のもとに行わなければならないと考えております。

なお、附則といたしまして、この条例は平成20年12月1日から施行いたそうとするものでございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○17番（青海俊伯君） 1点、確認をさせていただきます。今の総務部長のお話ですと、2006年の5月26日に施行されました公益法人制度改革3法案との関係で、この条例改正が行われるという理解でよろしいのでしょうかというのが1点と、従来の公益法人にNPO法人を加えることによって、公益的法人という名称を変えましたということでございますが、この本条例に基づいて職員の派遣等をされた、この公益的法人の方にされている実際の事例というのがあるのかどうかだけ確認したいのですが、お願いいたします。

○総務部長（野崎隆晴君） まず、法律改正の趣旨でございますが、議員さん御指摘の通りの趣旨でございます。

続きまして、事例的な部分でございますけれども、現在、「公益法人等」ということで、社会福祉協議会へ職員を派遣いたしております。（「ありがとうございました」と

呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第3、議案第47号、福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については提案理由の説明を願います。

(市民部長 野島保代君登壇)

○市民部長(野島保代君) 御指名をいただきましたので、議案第47号、福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに改正の内容について説明申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律につきましては、平成20年4月30日に可決成立し、即日公布されたところでございます。

このことによりまして、急を要する改正部分につきましては、同日、福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分させていただきましたが、その他の改正部分につきましては、今回、条例の一部改正を行おうとするものでございます。

今回の改正でございますが、個人の市民税における控除対象寄附金の拡充と、新たに公的年金からの特別徴収が制度化されたことが主な内容となっております。

それでは、改正の内容につきまして、説明申し上げます。例規集は936ページからでございます。なお、本会議資料といたしまして、福生市税賦課徴収条例の一部改正の内容を御配付いたしておりますが、この資料につきましては別紙として資料1、地方公共団体に対する寄附金税制の見直し及び資料2、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入が添付されております。また、そのほかに新旧対照表も御配付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これらの資料によりまして説明をさせていただきます。本会議資料、一部改正の内容、これからの説明では「資料」と申し上げますので、よろしくお願いいたします。この資料を中心に、随時、新旧対照表等をごらんいただきたいと思います。なお、説明の都合によりまして条番号順でないところもございますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、改正内容の1点目、第19条の改正でございますが、新旧対照表では1ページでございます。本条は延滞金の規定でございまして、個人市民税の年金からの特別徴収にかかる納付についても適用いたそうとするものでございます。

次に、第32条は所得割の課税標準の規定でございまして、寄附金税額控除の条文追加による引用条文番号の条ずれでございます。

次に、第33条の2、新旧対照表では2ページの上の方になります。これは所得控除の規定でございしますが、寄附金に対する控除が所得控除から税額控除になったため、

この所得控除の項目から削除するものでございます。

次に、第33条の7、新旧対照表では2ページから4ページにかけてでございますが、寄附金税額控除の規定を追加したものでございます。

恐れ入りますが、別紙の資料1、地方公共団体に対する寄附金税制の見直しをあわせてごらんいただきたいと思います。この資料1につきましては、これから説明申し上げます改正点について、現行と改正後と比較いたしましたものでございます。

それでは、改正点でございますが、1点目としまして都道府県、市区町村に対する寄附金、いわゆるふるさと納税制度の創設と、市が条例で指定した団体への寄附金の拡充。2点目は所得控除から税額控除への変更、3点目は、控除対象上限額を総所得の25%から30%に引き上げ、4点目といたしましては、控除適用下限額を10万円から5000円に引き下げることでございます。

また、控除額についてでございますが、①として地方公共団体への寄附金については市民税の所得割額の1割を限度として、5000円の適用下限額を超える部分について所得税と合わせて全額を控除いたします。

②として、地方公共団体以外への寄附金については、適用下限額は同じでございますが、6%相当額を控除いたします。

次に、市指定団体への寄附金の拡充でございますが、地方税法改正によりまして所得税の控除対象の寄附金、資料1の4ページの左側の所得税の欄の3に記載されております六つの特定公益法人の中から、市が定めたものについては寄附金税額控除の対象となるものでございます。なお、これにつきましては東京都が指定した団体の寄附金につきましては、都民税から控除となるということになります。その寄附金の指定につきましては、第33条の7第1項第3号で、別に規則で定めると規定させていただいております。この寄附金の団体指定についての考え方でございますが、都が指定したものにつきましては福生市でも指定してまいります。また、都が指定しなくても、福生市あるいは福生市民が深くかかわっているものについては、寄附者の意思を生かせるように指定してまいりたいと考えております。東京都につきましては、現在もこの指定が決まっておらず、このため近隣各市も決めかねているところが多い状況でございますが、東京都の指定決定を見まして近隣市とも調整し、指定団体と決定したいと考えております。

続きまして、資料の2ページをごらんいただきたいと思います。第33条の8外国税額控除及び第33条の9配当割額等の控除、新旧対照表では4ページとなりますが、これは寄附金控除の条文追加によります条ずれと規定の整備でございます。

次に、第35条の2、新旧対照表は5ページとなります。これは寄附金控除が所得控除から税額控除となったことに伴う規定の整備でございます。

続きまして、第37条、第38条の2、新旧対照表では5ページから6ページにわたりますが、個人市民税の年金からの特別徴収の規定が追加されたことによる改正でございます。

次に、第40条から第43条まででございますが、新旧対照表は6ページから8ペ

ージになっております。この条文は、今まで特別徴収は給与所得のみでございましたが、年金からの特別徴収が導入されたことにより文言等規定を整備したものでございます。

続きまして、第43条の2から第43条の6まででございますが、新旧対照表は8ページの最後から12ページにかけてでございます。今回の地方税法の改正によりまして、個人住民税の公的年金からの特別徴収が制度化されたことによる条文の追加でございます。

恐れ入りますが、別紙資料2「個人住民税における公的年金等からの特別徴収制度の導入」をごらんいただきたいと思います。今まで年金受給者の住民税につきましては普通徴収、または給与所得の特別徴収の対象者につきましては、合算した税額を給与から特別徴収するとしておりましたが、今回の制度改正によりまして、公的年金等にかかる個人住民税につきましては年金からの特別徴収となります。実施時期につきましては、平成21年10月支給分からとなります。対象者につきましては65歳以上の公的年金等の受給者となっておりますが、老齢基礎年金額が18万円未満、介護保険を特別徴収していない者、住民税を特別徴収すると年金の受取額がなくなってしまう場合等は除かれております。

この特別徴収の対象となった場合は、年金所得に対しての税額が特別徴収されますが、年金以外の所得があり、課税される場合は別に普通徴収等が発生をいたします。この年金特別徴収につきましては、今まで年4回の普通徴収の納期で納めていただいたものが、年6回の年金の支払い時に特別徴収することになり、納期回数の増など一定の利便性の向上が考えられるところでございます。

資料2の2ページをごらんいただきたいと思います。特別徴収の時期、対象税額でございますが、4月から翌年の2月までの6回の年金の支給分から特別徴収するものでございます。ただし、特別徴収を開始する初年度につきましては、下の表のとおり税額の2分の1を2回の普通徴収で、残額を10月支給分からの3回の年金から特別徴収でお納めいただく予定でございます。3ページにつきましては、事務の流れをお示しいたしております。

それでは、恐れ入りますが、本会議資料の3ページをごらんいただきたいと思います。第46条及び第48条の3、新旧対照表では12ページでございます。この条文につきましては、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律が施行されることに伴い、民法法人となっていた者を「公益社団法人、公益財団法人」と改めるものでございます。

続きまして、新旧対照表では13ページの下段をごらんいただきたいと思います。附則第7条の2は、「公益法人等が公益目的のために贈与等を受けた場合は課税されない」ことになっておりますが、その目的に供さなくなった場合は課税となる規定でございます。これは所得税の規定にあわせたものでございます。

次に、新旧対照表は14ページをあわせてごらんいただきたいと思います。附則7条の3は、前条の追加による条番号及び引用条文の条ずれでございます。

次に、附則第8条は、租税特別措置法の法令番号の削除でございますが、これは附則第7条の2に規定されたことにより、この条から削除されたものでございます。

続きまして、附則第9条、附則第9条の3、新旧対照表は15ページをお願いいたします。この改正は、引用条番号の条ずれ及び寄附金税額控除が加わったことによる読み替え規定の整備でございます。

次に、附則第9条の4でございますが、ふるさと納税に係る寄附金税額控除について山林所得、退職所得、分離譲渡所得等がある場合に、所得税と合わせて税額控除をするための計算の特例でございます。

次に、附則第10条、新旧対照表では16ページとなります。附則第10条は、肉用牛の売却に係る課税の特例期間の延長及び免税対象飼育牛の頭数の規定でございます。

続きまして、附則第18条の3、第20条の2、第20条の2の3、第20条の2の5、第20条の2の6、新旧対照表では17ページから27ページにわたっておりますので、よろしくをお願いいたします。この改正につきましては、証券税制の改正に伴いますもので、改正の内容につきましては次の4点となります。

恐れ入りますが、資料の4ページをごらんいただきたいと思います。1点目は、上場株式等の譲渡益・配当に係る軽減税率1.8%を平成20年度で廃止し、平成21年度以降は3%とするものでございます。2点目は、経過措置として、平成21、22年度については500万円以下の譲渡益、100万円以下の配当については1.8%とするものでございます。3点目は、上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算ができるようにする。4点目は、上場株式等の配当所得について総合課税か申告分離課税か選択できるようにするというものでございます。

続きまして、附則第18条の4、第19条、第20条、第20条の2、第20条の4、第20条の6でございますが、新旧対照表は19ページから27ページまでとなっております。この改正につきましては、寄附金税額控除の規定が追加されたことにより、引用規定を整備いたすものでございます。

次に、附則第20条の2の2、新旧対照表は23ページでございます。これにつきましては規定の整備を行ったものでございます。

次に、附則第20条の6第3項、新旧対照表は29ページでございますが、「租税条約の実施に伴う特例等に関する法律」において規定されている特定外国配当の軽減措置の規定が削除されたことにより、それに合わせて軽減措置の規定を削除したものでございます。

附則第20条の8、新旧対照表では31ページでございますが、この規定は公益社団法人、公益財団法人の制度移行前に固定資産税の非課税の適用を受けていた民法第34条法人については、移行するまでの期間について公益法人とみなして、この規定を適用させる経過措置でございます。

最後になりますが、議案書の税賦課徴収条例の一部を改正する条例、附則では、施行期日並びに経過措置について定めようとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○17番（青海俊伯君） 1点だけ確認をさせてください。年金所得にかかわる特別徴収額の納入の義務ということで、これは法には二つあって「できる」というものと「ねばならない」というのがあるではないですか。そうすると、これは地方税法の改正で第何条に「特別徴収でなければならない」という規定になりましたでしょうか。要は、普通徴収は年金所得の場合に決められた18万円未満だとか、決められた条件以内については必ず特別徴収にしなければいけないということになったわけで、地方税法第何条の改正でそうなったのかだけ教えていただければと思っております。

○市民部長（野島保代君） 地方税法の中で、第321条の7の2に「公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収」という規定がございまして、そこには「特別徴収の方法によって徴収するものとする」ということで、義務規定という形で定まっております。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第4、議案第48号、福生市都市計画税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（市民部長 野島保代君登壇）

○市民部長（野島保代君） 御指名をいただきましたので、議案第48号、福生市都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに改正の内容について説明申し上げます。

初めに、提案理由でございしますが、地方税法の一部を改正する法律につきましては、平成20年4月30日に可決成立し、即日公布されたところでございます。このことによりまして、急を要する改正部分につきましては、同日福生市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分させていただきましたが、その他の改正部分につきまして、今回条例の一部改正を行おうとするものでございます。

それでは、改正の内容について説明申し上げます。例規集は1094ページでございます。議案書とともに、本会議資料といたしまして御配付しております新旧対照表をあわせてごらんいただきたいと思います。

初めに、福生市都市計画税条例の一部を改正する条例、第1条によりまして改正でございしますが、引用しております地方税法附則第15条において「項」が追加されたことによる条例附則第16項での引用項目の追加の改正でございます。

地方税法附則第15条は、都市計画税等の軽減措置の規定でございまして、第59項として追加された内容は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく鉄道事業再構築事業に係る資産についての軽減措置でございます。

続きまして、第2条によります改正でございしますが、同じく地方税法附則第15条に、第61項として追加がございましたことから、条例附則第16項の引用項目を追加改正いたすものでございます。

内容につきましては、公益社団法人が所有する重要無形文化財の公演のための舞台等の軽減措置でございます。どちらも福生市におきましては、該当はございません。

附則といたしまして、施行期日でございしますが、第1条の改正につきましては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行の日からと定め、第2条の改正につきましては、平成20年12月1日から施行いたそうとするものでございます。

経過措置といたしまして、改正後の都市計画税条例の規定は、平成21年度以後の都市計画税について適用し、平成20年度分までの都市計画税については、従前の例によることといたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第5、議案第49号、福生市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（都市建設部長 小峯勝君登壇）

○都市建設部長（小峯勝君） 御指名をいただきましたので、議案第49号、福生市営住宅条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに改正の内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、提案理由でございしますが、中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令等の一部を改正する政令、平成20年政令第117号により、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）が改正されたことに伴い、市営住宅に単身で入居することができる者の範囲を改める必要があるため、本条例を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして説明させていただきます。例規集は2137ページでございます。また、本会議資料の福生市営住宅条例の一部を改正する条例、新旧対照表を御配付してございますので、あわせて御参照を願います。

本条例の第6条第2項第5号、被保護者の次に「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者」を追加するものでございます。

この改正につきましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部が改正され、中国残留邦人等で新たに支援給付を受ける者が追加されました。これに伴いまして、公営住宅法施行令が改正され、単身者に関する資格を規定している第6条第1項第5号に、中国残留邦人等で支援給付を受けられる者が追加されております。福生市営住宅条例の第6条第2項におきまして単身者に関する資格を規定しており、今回の中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付を受けている者を、新たに入居資格に追加しようとするものでございます。

最後に、附則でございますが、本条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第6、議案第50号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 野崎隆晴君登壇）

○総務部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第50号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例の規定を整備しようとするものでございます。なお、この条例は地方自治法の影響を受ける条例を同一の改正趣旨ということで、一つの条例で改正させていただくものでございます。

それでは、まず地方自治法の改正のうち、この条例に関係をいたします2点について説明をさせていただきます。恐れ入りますが、本会議資料として御配付をいたしております、「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条

例について」、この資料の２ページ、主要な改正点を、ごらんをいただきたいと存じます。

(１) は、第１００条でございますが、ここでは調査、出頭証言及び記録の提出請求並びに政務調査費等が規定されておりますが、新たに第１２項として「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる」旨が追加をされ、第１２項から第１８項までが順次繰り下げられ、第１３項から第１９項となりました。

次に、(２) は第２０３条でございますが、ここでは報酬及び費用弁償が規定をされておりますが、これまでは議会の議員、行政委員会の委員、附属機関の委員等に関する報酬及び費用弁償の給付について規定をいたしておりました。議員の報酬等に関する規定の分離及び報酬名称の明確化といたしまして、第２０３条は議会議員の報酬及び費用弁償の給付に関する規定とし、議員に対する報酬を「議員報酬」として明記されました。また、このことにより従来委員報酬等は第２０３条の２とされたところでございます。

それでは、条例の内容について説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書をお願いいたします。

第１条、福生市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正でございますが、例規集は６３ページでございます。改正内容でございますが、地方自治法第１００条に第１２項が追加されたため、政務調査費の交付、報告書の提出を規定をいたしておりました第１３項及び第１４項が１項繰り下がったことにより、第１条中の「第１３項及び第１４項」を「第１４項及び第１５項」に改正をしようとするものでございます。

次に、第２条福生市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例及びその次の第３条、福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正は、改正後の地方自治法第２０３条により、「議員の報酬」が「議員報酬」と明確化されたため、改正をいたすものでございます。

まず第２条、福生市特別職報酬等審議会条例の一部改正でございますが、例規集は５９９ページでございます。改正内容は第１条中の「議員の報酬」を「議員の議員報酬」と改正しようとするものでございます。

続きまして、第３条、福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。例規集は６０１ページでございます。改正内容は題名及び本則中の「報酬」を「議員報酬」と改正しようとするものでございます。

附則といたしまして、公布の日を定めようとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第7、議案第51号、平成20年度福生市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（企画財政部長 田中益雄君登壇）

○企画財政部長（田中益雄君） 御指名をいただきまして、議案第51号、平成20年度福生市一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びにその内容について説明申し上げます。

今回の補正予算でございますが、歳入の主な内容といたしましては、額の確定に伴う地方特例交付金の減額、また、普通交付税の追加、それに国庫支出金で障害者福祉費の生活介護サービス費の追加に伴う介護給付費国庫負担金の追加、都支出金では商店街事業への新・元気を出せ商店街事業費補助金の追加、都市計画道路整備事業費の追加に伴う都市計画道路整備費補助金の追加及びオリンピックの機運を高めるための一流スポーツ観戦事業の追加に伴うオリンピックムーブメント共同事業補助金の追加、それから、平成19年度決算による前年度繰越金の追加、繰入金で新庁舎建設事業費の追加に伴う庁舎建設基金繰入金の追加、また、第二市営住宅エレベーター設置事業費の追加に伴う市営住宅等管理基金繰入金の追加、雑入では第三市営住宅の損害保険金の追加などが主たるものとなっております。

一方、歳出の主な内容でございますが、歳入の内容と関連するものでございますが、新庁舎のワンストップサービスのさらなる充実に向け、環境課を1階へ移動することに伴う経費並びに第二棟2階の執務室の改善等に関する新庁舎建設事業費の追加、また、新・元気を出せ商店街事業費補助金の追加、都市計画道路整備事業費では工事請負費の追加、それと市民総合体育大会とあわせて実施する一流スポーツ観戦事業の追加などが主たるものでございます。

それでは、補正予算書に基づき、その内容につきまして説明させていただきます。恐れ入りますが、予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、総則でございますが、第1条で既決予算に歳入歳出それぞれに3億3020万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ207億5531万8000円と定めようとするものでございます。

また、第2項におきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」によることといたしております。

次に、第2条の債務負担行為の補正につきましては、後ほど「第2表、債務負担行為補正」のところで説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、内容でございますが、恐れ入りますが、2ページ、3ページをお願いいたします。「第1表、歳入歳出予算補正」につきまして、説明申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、第9款地方特例交付金は3741万1000

円の減額でございます。これは減収補てん特例交付金の額の確定に伴うものでございます。減収補てん特例交付金は、所得税から住民税への税源移譲により、所得税で控除しきれない住宅借入金特別税税額控除を、個人住民税から控除することに伴う市民税の減収見込み相当分に対して交付されるもので、交付金の交付決定に伴う減額でございます。

次に、第10款地方交付税は平成20年度の普通交付税の額が確定したことに伴うものでございます。当初の見込みに対しまして基準財政需要額が、高齢者保健福祉費の増などにより、約7900万円の増額、基準財政収入額が市民税法人税割の減少などにより約5700万円見込みを下回りまして、交付基準額では1億3600万円ほどの増額、また、国予算の不足にかかわる調整減額が1400万円ほどございましたことから、この分を減額して、合計で1億2170万3000円の追加でございます。なお、平成20年度の普通交付税の交付決定額は18億3370万3000円で、前年度比では1億8309万1000円、11.1%の増額でございます。

第14款国庫支出金は、第1項国庫負担金1265万5000円の追加でございます。内容といたしまして障害者福祉費負担金で、生活介護サービス費の支給決定対象者の増加に伴う介護給付費負担金の追加及び身体機能向上のための自立訓練サービス費の新たな支給決定に伴う、訓練等給付費負担金の追加に伴うものでございます。

続きまして、第15款都支出金は3703万5000円の追加でございます。このうち第1項の都負担金は637万9000円の追加でございまして、内容といたしましては民生児童委員の業務を強力支援し、地域福祉費の向上を図ることを目的とした民生児童委員協力員事業負担金の追加、介護給付費負担金及び訓練等給付費負担金の追加につきましては、国庫支出金と同様に生活介護サービス費及び自立訓練サービス費の増加に伴うものでございます。

第2項都補助金は、2615万6000円の追加でございます。内容といたしましては新・元気を出せ商店街事業費補助金が商店街のイベント11事業及び活性化2事業に対する620万6000円の追加でございます。また、都市計画道路3・4・31号線、やなぎ通りの関係でございますが、工事請負費の追加に伴う都市計画道路整備費補助金が1460万円の追加でございます。また、市民総合体育大会にあわせて実施いたします、一流スポーツ観戦事業に対するオリンピックの普及啓発や、関心を深めるためのオリンピックムーブメント共同事業補助金は、当初予算の歳出に計上しております市民総合体育大会運営費も対象に含めまして、535万円の追加でございます。

第3項の委託金は、民生費委託金450万円の追加でございまして、東京都が低所得者層に対して実施する生活安定化総合対策事業のうち生活相談並びに就労支援、生活資金無利子貸し付け及び職業訓練事業等の案内、受け付け等を行う生活安定応援事業に対する委託金でございます。

次の第18款繰入金の第1項特別会計繰入金2774万円の追加は、内容といたしまして国民健康保険特別会計繰入金が、平成19年度の出産育児一時金の額の確定に

に伴う精算分933万3000円の追加、介護保険特別会計繰入金が、19年度の介護給付費等の額の確定に伴う精算分1840万7000円の追加でございます。

第2項基金繰入金6198万2000円の減額は、このうち庁舎建設基金繰入金1100万円の追加は、新庁舎建設後ではございますが、さらなるワンストップサービスの充実に向けまして検証いたしましたところ、第二棟2階の環境課の1階への移動並びに第二棟2階の執務室の改善等に関する工事請負費等が生じたことから、まことに申しわけございませんが、歳入の追加をいたそうとするものでございます。追加工事ではございますが、このことによりましてワンストップサービス等の一層の市民の利便性の向上を図ろうとするものでございます。

また、市営住宅等管理基金繰入金2701万8000円の追加は、事業費の主な建設資材である鉄筋鉄骨の価格の高騰によります第二市営住宅エレベーター設置事業費の追加に対する繰入金の追加、都市施設整備基金繰入金、当初予算で歳出の福生病院組合建設負担金に対して繰り入れておりましたが、繰入金等の追加に伴う財源調整による1億円の減額でございます。

次の第19款繰越金2億999万4000円は、前年度繰越金の追加でございます。

続きまして、第20款諸収入、第4項雑入は2046万6000円の追加でございます。内容といたしまして、生活保護費都負担金が19年度の額の確定に伴う過年度収入で、401万5000円の追加、コミュニティ助成事業助成金が200万円の追加で、対象事業は既に当初予算に計上しております草花苗生産委託料でございます。また、第三市営住宅損害保険金1445万1000円は、平成19年12月に発生しました火災の損害保険金で、補正予算の歳出に計上しております第三市営住宅改修事業に充当いたそうとするものでございます。

以上が、歳入補正の内容でございまして、補正額の合計といたしましては3億3020万円となっております。

続きまして、3ページの歳出につきまして説明申し上げます。まず、第2款総務費は8652万円の追加でございます。このうち第1項総務管理費は1100万円の追加でございまして、新庁舎建設事業費の追加は先ほど歳入でも説明申し上げましたが、追加事業となったところでございますが、内容といたしましては環境課の1階への移動に伴う工事請負費及び備品購入費並びに第二棟2階の執務室の改善等に関する工事請負費、また、当初予算に計上しておりました装飾品設置工事につきましては、恐れ入りますが新庁舎建設に際して御寄附をいただいた絵画、陶器の展示のための備品購入費に流用させていただき、その残額の750万円を減額するものでございます。

また、第2項徴税费は7952万4000円の追加で、内容といたしまして平成21年10月から実施を予定しております個人住民税の年金特別徴収に伴う電算システム改良委託料などの追加と、所得税から住民税への税源移譲に伴って生じます、所得税の減税効果を得られない方への還付金の追加でございます。

第4項の選挙費400万4000円の減額は、内容といたしまして市長選挙費の事務の時間短縮等に伴う職員手当等の減額、候補者1人当たりの平均公費負担額が予算

額を下回ったことによる候補者公費負担金などの減額、また、農業委員会選挙費は立候補者が選挙選出の委員定数が5名のところ同数であったため、無投票となったことによる減額でございます。

続きまして、第3款民生費は5056万3000円の追加でございます。このうち第1項社会福祉費は2986万5000円の追加でございます。内容といたしまして地域福祉の向上を図るため民生児童委員の地域における活動を強力支援する、東京都民生児童委員協力員報償金の追加、また、東京都が低所得者層に対して実施する生活安定化総合対策事業のうち生活相談、生活資金無利子貸付、公共職業訓練事業等の案内受け付け等を行う生活安定応援事業の追加、さらに生活介護サービス費が養護学校卒業者等の増加などに伴う追加、自立訓練サービス費が機能訓練施設への新たな支給決定に伴う追加でございます。

第2項児童福祉費は198万円の追加で、内容といたしまして乳幼児医療費助成事業都補助金返還金が、19年度の事業費の額の確定に伴う198万円の追加でございます。

第3項の生活保護費1871万8000円の追加は、19年度の生活保護費の額の確定に伴う生活保護費国庫負担金返還金の追加でございます。

次に、第7款商工費1040万8000円の追加は、歳入と関連しております新・元気を出せ商店街事業費補助金でございます。商店街のイベント11事業及び活性化2事業に対する補助金でございます。なお、活性化2事業は福生武蔵野商店街振興組合と横田商栄会の福生ルート16商店街マップと、横田商栄会のホームページ作成でございます。

続きまして、第8款土木費、第3項の都市計画費は1080万円の減額でございます。内容といたしまして、第1目都市計画総務費で都市計画道路3・4・31号線の残りの用地買収が済みしたことから、工事請負費2920万円の追加で、これによりまして計画区間の整備が完了となります。また、下水道事業会計繰出金が下水道事業会計の繰越金等の増に伴う4000万円の減額でございます。

第4項住宅費は3916万4000円の追加でございます。内容といたしまして、第二市営住宅エレベーター設置事業で、建築資材である鉄筋鉄骨の価格の高騰によりまして工事請負費の追加、また、平成19年12月に発生した第三市営住宅の火災に伴う改修事業費の追加でございます。

第10款の教育費、第6項保健体育費は356万7000円の追加でございます。内容といたしましては、市民総合体育大会にあわせて実施する一流競技者が出場する試合の観戦及び競技者による実技指導を内容とする一流スポーツ観戦事業などの追加で、歳入としてオリンピックムーブメント共同事業費都補助金を予定しております。

次に、第11款公債費は164万6000円の減額でございます。19年度債の借入利率が確定したことなどに伴う減額でございます。

次は、第12款諸支出金は繰越金の追加等に伴う財政調整基金積立金1億3800万円の追加でございますが、国民健康保険特別会計繰出金等の今後の財政需要を留保

する形をとらせていただいております。

次の第13款予備費1442万4000円の追加は財源調整でございます。

以上が、一般会計の補正内容でございます。補正額の合計3億3020万円の追加によりまして、総額を207億5531万8000円といたそうとするものでございます。

続きまして、恐れ入りますが4ページをお願いいたします。第2表の債務負担行為補正について説明申し上げます。債務負担行為補正の一つ目は、容器包装プラスチック選別圧縮梱包委託の追加でございます。期間は平成21年度まで、限度額は2131万5000円でございます。容器包装プラスチック選別圧縮梱包委託につきましては、平成18年度からの事業でございますが、家庭から収集したものを業者が引き取り、圧縮梱包後に業者の工場から、直接日本容器包装リサイクル協会に引き渡す方式をとり、容器包装プラスチックの保管場所については法律に基づき国へ報告をいたしております。リサイクルセンター内が手狭のため、平成21年度も引き続き保管場所を選別圧縮梱包業者の工場所在地とし、報告期限の10月中に国へ報告するため事前に業者を決定し、契約締結をいたしたく債務負担の追加をお願いするものでございます。なお、限度額につきましては処理量を平成20年度見込みの3%増で、580トン、単価をキロ当たり35円で見込み、消費税を含め2131万5000円といたしております。

二つ目は、指定袋製造等委託の追加でございます。期間は平成21年度まで、限度額は3170万円でございます。指定袋製造等委託につきましては、可燃ごみ4種類と不燃ごみ4種類の指定袋の製造並びに袋の販売店への搬送などが主な委託内容となっておりますが、平成21年度からの業者選定に当たりまして、袋の製造に3カ月程度の期間を要しまして、平成21年4月から委託を行うためには年内に業者選定を行う必要があるため、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。なお、限度額につきましては原油高騰の影響を配慮し、単価増を見込んでおりますが、枚数は4種類を合計して375万6000枚を見込んでおります。

以上、議案第51号、平成20年度平成一般会計補正予算（第2号）につきまして提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして原案どおり御決定くださるようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

午後2時15分まで休憩いたします。

午後2時2分 休憩

~~~~~

午後2時15分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第51号、平成20年度福生市一般会計補正予算（第2号）に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号は、総務文教、建設環境、市民厚生  
の3常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第8、議案第52号、平成20年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（市民部長 野島保代君登壇）

○市民部長（野島保代君） 御指名をいただきましたので、議案第52号、平成20年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明申し上げます。

今回の補正予算でございますが、歳入では国庫支出金及び療養給付費等交付金の平成19年度の確定に伴う追加、並びに繰越金の減額でございます。

歳出におきましては、出産育児一時金繰入金精算による追加、前年度繰上充用に伴う専決処分後の保険税収入の確定による減額でございます。

それでは、補正予算の内容について説明申し上げます。恐れ入りますが、補正予算書の53ページをお開きください。補正予算（第2号）の総則でございますが、第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3824万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億126万2000円と定めようとするもので、第2項は、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

続きまして、補正予算書の54ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正でございます。歳入の第2款国庫支出金、第1項国庫負担金376万6000円の追加は、平成19年度療養給付費等負担金の確定に伴うものでございます。

第3款、第1項療養給付費等交付金3448万1000円の追加は、平成19年度退職者療養給付費等交付金の確定に伴うものでございます。

第8款、第1項繰越金1000円の減は、平成19年度会計におきまして、歳入不足が生じ、平成20年度会計から繰上充用を行ったため、繰越金はございませんので、減額をさせていただくものでございます。

以上、歳入合計で3824万6000円を追加いたしまして、歳入総額を63億126万2000円といたそうとするものでございます。

続きまして、予算書55ページ、歳出でございますが、第10款諸支出金、第2項他会計繰出金933万3000円の追加は、平成19年度出産育児一時金の確定に伴います精算金で、一般会計に繰り戻すものでございます。

第11款、第1項予備費3602万7000円の追加は、歳入歳出予算調整によるものでございます。

第12款、第1項前年度繰上充用金の711万4000円の減額は、19年度決算におきまして歳出に対し歳入の不足が生じたことから、平成20年5月16日現在で

の決算見込額に基づき、5月23日付で、平成20年度補正予算第1号として専決処分させていただき、1億4571万2000円を19年度会計に繰上充用させていただきました。その後、5月31日までの出納整理期間内に国保税等の収入がございましたので、専決処分をさせていただきました額から、これを減額させていただくものでございまして、最終的な繰上充用額は1億3859万7807円となっております。

以上、歳出合計で3824万6000円を追加いたしまして、歳出総額を63億126万2000円といたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

○17番（青海俊伯君） 委員外議員ですので、1件だけ確認させてください。68ページ、繰上充用額の減額でございしますが、今の部長の説明ですと、5月26日に専決処分で繰上充用を決めて、5月31日の出納整理までの間の納付と伺ったわけですが、この711万4000円、被保険者として何名分、あるいは何世帯分に相当しますか、わかりましたらお願いしたいと思います。

○市民部長（野島保代君） まことに申しわけございません。その資料、ただいま手持ちに持っておりませんので、まことに申しわけございませんが、711万4000円の部分を一生懸命集めさせていただいたということで御勘弁をいただきたいと思います。申しわけございません。

○17番（青海俊伯君） ありがとうございます。そうしますと、考え方としては今のいいのですね。整理の間に納付されたということですね。そうしましたら、恐れ入りますが、付託される市民厚生委員会の中で報告をしておいていただきましたら、助かりますが、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（原島貞夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第9、議案第53号、平成20年度福生市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（福祉部長 星野恭一郎君登壇）

○福祉部長（星野恭一郎君） 御指名をいただきまして、議案第53号、平成20年度福生市介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由並びにその内容につきまして説明申し上げます。

今回の補正につきましては、平成19年度分の介護給付費等の確定に伴いまして、

介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、都支出金及び一般会計からの繰入金などの精算、すなわち既に受け入れをいたしておりますこれらの収入済額と介護給付費等の確定による実績額との過不足額の精算を行うための予算措置をさせていただくものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして説明申し上げます。恐れ入りますが、補正予算書の73ページをお開きいただきたいと思います。最初に総則でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9079万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5244万5000円と定めようとするものでございます。

次に、74ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正でございます。まず、歳入につきましては第7款繰越金で9079万1000円の追加でございますが、これは平成19年度歳入歳出決算の差し引きによる前年度繰越金でございます。これにより、補正後の歳入総額は28億5244万5000円となるものでございます。

次に、予算書75ページ、歳出でございます。第5款基金積立金で3482万6000円の追加でございますが、これは平成19年度分の介護保険料の収入済額を、介護給付費等の財源に充当し、なお、残額を生じますことから、今後の介護給付費等の財源不足に備えるための介護給付費準備基金への積立金でございます。

次に、第7款諸支出金は、5596万5000円の追加でございます。第1項償還金及び還付金では、3755万8000円の追加でございますが、内訳といたしまして国庫支出金精算返還金が2861万8000円、都支出金精算返還金が357万8000円、支払基金精算返還金が536万2000円となっております。これらはいずれも、平成19年度分の介護給付費等の確定に伴う精算による国、東京都及び支払基金への返還金でございます。

次の第2項他会計繰出金につきましては、1840万7000円の追加でございますが、これは一般会計への繰出金でございまして、平成19年度分の一般会計からの繰入金の精算に伴う返還分でございます。

これらによりまして、歳出の補正額は9079万1000円でございまして、歳出総額は28億5244万5000円となるものでございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑は終わります。

ただいま議題となっております議案第53号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第10、議案第54号、平成20年度福生市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(都市建設部長 小峯勝君登壇)

○都市建設部長(小峯勝君) 御指名をいただきましたので、議案第54号、平成20年度福生市下水道事業会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由並びに改正の内容につきまして説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、歳入におきましては繰入金の減額、平成19年度の決算に基づきます繰越金の追加、また、歳出で市債利子償還費の確定に伴います公債費の減額をお願いしようとするものでございます。

それでは、補正予算書の内容につきまして、御説明させていただきます。恐れ入りますが、補正予算書の93ページをお開きいただきたいと思います。

まず、総則でございますが、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ253万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ16億769万4000円に定めようとするものでございます。

次の第2項におきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額及び補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によることとしております。

恐れ入りますが、94ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入でございますが、第5款繰入金、第1項他会計繰入金は4000万円の減額で、前年度の繰越金が歳入予算額より増加したことによりますことから、一般会計から繰入金を3億6000万円にいたそうとするものでございます。

次に、第6款繰越金、第1項繰越金は3747万円の追加で、前年度の決算に伴います繰越金でございます。

以上、歳入の補正額は253万円の減額で、歳入総額は16億769万4000円にいたそうとするものでございます。

次に、95ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございますが、第3款公債費、第1項公債費652万9000円の減額は、平成19年度公的資金保証金免除繰上償還に伴う公共下水道事業債、流域下水道事業債、公営企業借換債の借入利率が確定したことによります、元金の増額及び利子の減額をいたそうとするものでございます。今回の借り入れによる借換利率は0.95%から1.5%で、影響額は約1億8537万円でございます。

次に、第4款の予備費は399万9000円の追加で、財源調整によるものでございます。

以上、歳出の補正額は253万円の減額で、歳出総額は16億769万4000円にいたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(原島貞夫君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第11、議案第55号、平成19年度福生市一般会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（会計管理者 小林重雄君登壇）

○会計管理者（小林重雄君） 御指名をいただきまして、議案第55号、平成19年度福生市一般会計決算認定につきまして、その概要を説明申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

本決算につきましては、厳しさを増していく財政状況の中で効果的、効率的な行財政運営に取り組むとともに、市民との協働により基本構想が目指す「やすらぎ いきいき 輝く街 福生」づくりに向け、第3期総合計画を着実に推進をいたしたところでございます。おかげを持ちまして、事務報告書の主要な施策の概要にございますように、新規施策等の事業を着実に実施する中で、一般財源の不足を補うためにやむを得ず臨時財政対策債の借り入れをするなど、厳しい内容ではございますが、一定の成果のもとに19年度決算を締めくくることができました。議員の皆様並びに市民の皆様の御理解、御協力のたまものでございまして、改めて心よりお礼を申し上げる次第でございます。

それでは、お手元の平成19年度福生市歳入歳出決算書に基づきまして説明申し上げます。恐れ入りますが、決算書の1ページ、2ページをお開きいただきたいと存じます。平成19年度福生市会計別決算総括表の一番上、一般会計でございますが、予算現額は当初予算額に5回の補正予算を行いまして、歳入歳出ともに229億653万3000円でございます。歳入決算額は、227億5990万1761円で、予算現額に対する収入率は99.4%となっております。また、歳出決算額は224億4376万5497円で、執行率は98.0%、歳入歳出差引残額は3億1613万6264円でございます。

次に、7ページ、8ページをお開きいただきたいと存じます。歳入歳出決算書の歳入から説明申し上げます。なお、1000円未満の額につきましては、四捨五入の数値で説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、第1款市税は予算現額84億9945万8000円に対し、調定額は90億4481万円で、収入済額は84億9450万6000円、調定額に対する収入率は93.9%でございます。前年度と比較いたしますと、収入率で1.1ポイントの増、収入済額を比較いたしますと5億9782万4000円、7.6%の増となっております。主な要因といたしましては、国の三位一体の改革に伴う税源移譲、定率減税の廃止など税制改正に伴う市民税の増額によるものでございます。なお、市税の収入済額は一般会計歳入総額の37.3%を占めており、これは前年度と比較した場合、1.3ポイントの増となっております。

次に、第2款地方譲与税でございますが、収入済額は1億3026万円で、前年度と比較いたしますと4億3819万円、77.1%の減でございます。主な要因といたしましては、国の三位一体の改革に伴う国庫補助負担金の一般財源化に対する暫定措置として創設をされておりました所得譲与税が、平成19年度からの税制改正により、所得税から住民税への税源移譲に伴う廃止による減額でございます。

次に、第3款利子割交付金は9001万4000円、前年度比2324万7000円、34.8%の増で、支払い利子受け取り総額の増によるものでございます。

次に、第4款配当割交付金は4442万円、前年度比487万2000円、12.3%の増で、配当受取額の増によるものでございます。

次に、第5款株式等譲渡所得割交付金は3028万3000円、前年度比485万7000円、13.8%の減で、株式等譲渡所得の減によるものでございます。

次に、第6款地方消費税交付金は、収入済額6億2348万6000円で、前年度比2181万8000円、3.4%の減となっております。地方消費税収入額の減額によるものでございます。

次に、第7款自動車取得税交付金は収入済額1億3640万円で、前年度比1837万6000円、11.9%の減となっております。販売台数の減による自動車取得税収入額の減額によるものでございます。

第8款国有提供施設等所在市町村助成交付金等、いわゆる基地交付金ですが、収入済額は14億4073万5000円で、前年度比6109万9000円、4.4%の増となっております。基地交付金の内訳といたしましては助成交付金が12億2302万9000円、前年度比5452万円の増、調整交付金については2億1770万6000円で、前年度比657万9000円の増となっております。なお、この基地交付金は歳入総額の6.3%を占めております。

次に、第9款地方特例交付金の収入済額は5079万1000円、前年度比1億7471万4000円、77.5%の減となっております。減額の主な要因といたしましては、減税補てん特例交付金が、定率減税の廃止などにより減額になったものでございます。

次に、第10款地方交付税の収入済額は20億4090万8000円で、前年度比1億2600万4000円、5.8%の減でございます。内訳といたしましては、普通交付税が16億5061万2000円で、国の予算総額の減などにより前年度比1億3196万円、7.4%の減となっております。特別交付税につきましては、3億9029万6000円で、前年度比595万6000円、1.5%の増となっております。なお、普通交付税と特別交付税を合わせました地方交付税の総額は、歳入総額の9.0%を占めております。

第11款交通安全対策特別交付金の収入済額は1490万6000円で、前年度比142万7000円、8.7%の減となっております。

次に9ページ、10ページをお開きいただきたいと存じます。第12款分担金及び負担金の収入済額は2億4202万8000円で、前年度比566万1000円、2.

4%の増となっておりまして、保育所入所児童保護者負担金及び学童クラブ入所児童保護者負担金の増が主なものでございます。

次に、第13款使用料及び手数料の収入済額は4億4259万4000円、前年度比2020万1000円、4.4%の減でございます。第1項使用料は2億1228万5000円で、前年度比343万円、1.6%の減で、市民会館使用料の減が主なものでございます。

第2項手数料は2億3030万9000円、前年度比1677万1000円、6.8%の減で、塵芥処理手数料の減が主なものでございます。

次に、第14款国庫支出金は収入済額33億2999万4000円で、前年度比3億6379万1000円、12.3%の増でございます。第1項国庫負担金は前年度比1545万4000円の減で、主な要因といたしましては障害者福祉費負担金が、自立支援法への移行に伴う介護給付費負担金の増額、また、支給範囲の拡大に伴う児童手当負担金等の増額はあるものの、生活保護負担金の減額に伴い、これらを相殺いたしまして減となっております。

第2項国庫補助金は、前年度比3億7922万円の増となっておりまして、増額の主な要因といたしましては新庁舎建設事業補助金、再編交付金、拝島駅自由通路整備事業に対する補助金及び第二小学校防音機能復旧事業補助金の増によるものでございます。

第3項委託金は、前年度とほぼ同額でございます。なお、国庫支出金の収入済額は歳入総額の14.6%を占めております。

次に、第15款都支出金は、収入済額24億2758万5000円で、前年度比2億1704万4000円、9.8%の増でございます。第1項都負担金は、前年度比6590万9000円の増で、主な増額の要因といたしましては、障害者福祉費負担金が自立支援法への移行に伴う介護給付費負担金の増額、あるいは支給範囲の拡大に伴う児童手当負担金等の増額によるものでございます。

第2項都補助金は、前年度比9019万4000円の増で、主な増額の要因といたしましては、総務費都補助金の市町村総合交付金等の増によるものでございます。

第3項委託金は、前年度比6094万1000円の増で、都税徴収委託金及び参議院議員選挙費委託金等の増によるものでございます。なお、都支出金の収入済額は歳入総額の10.7%を占めております。

次に、第16款財産収入は収入済額1億222.6万8000円、前年度比7400万円の増で、これは国道16号線拡幅による日光橋公園の一部売却に伴う土地売却収入などの増によるものでございます。

第17款寄附金につきましては、収入済額は392万4000円で、新庁舎平和関連環境整備費寄附金等でございます。

次に、第18款繰入金は収入済額17億9591万4000円で、前年度比4億8824万円、37.3%の増額でございます。主な内容といたしましては、第2項基金繰入金の17億6576万4000円で、積立基金の取り崩しにより、一般会計へ

繰り入れしたものでございます。内訳につきましては、庁舎建設基金は16億6776万4000円を取り崩し新庁舎建設事業費に、市営住宅等管理基金は100万円取り崩し、第二市営住宅エレベーター設置工事費に、学校施設等整備基金は3700万円取り崩し、小学校の施設整備費等に、都市施設整備基金は6000万円取り崩し、福生病院組合建設費負担金に充当いたしたものでございます。

次に、第19款繰越金4億7842万5000円は、前年度からの繰越金でございます。

第20款諸収入は、収入済額2億4286万1000円、前年度比5397万8000円、28.6%の増でございます。増額の要因といたしましては第5項雑入のうち、新エネルギー設備導入事業補助金の増が主なものでございます。

次に、11ページ、12ページをお開きいただきたいと存じます。第21款市債の収入済額は5億7760万円で、前年度比3億7830万円、39.6%の減でございます。内容といたしましては、拝島駅自由通路整備事業債2億6800万円、防災行政無線施設改良事業債960万円、臨時財政対策債については3億円を借り入れたところでございます。

以上が、歳入の概要でございます。

恐れ入りますが、13ページ、14ページをお開きいただきたいと存じます。続きまして、歳出につきまして説明申し上げます。

第1款議会費でございますが、支出済額は2億7811万4000円、前年度と比較いたしますと1618万9000円、5.5%の減で、議員定数2名削減による議員報酬の減が主なものでございます。

次に、第2款総務費でございますが、支出済額は43億5763万6000円、執行率は98.5%、歳出総額の19.4%を占めております。前年度と比較いたしますと5億9853万7000円、15.9%の増となっております。増額の要因といたしましては、第1項総務管理費につきましては前年度比5億5185万8000円の増額となっております、新庁舎建設事業費、東京都市収益事業組合費の増が主なものでございます。

第4項選挙費につきましては、前年度比4200万7000円の増額となっております、参議院議員選挙費及び市議会議員選挙費の増が主なものでございます。

次に、第3款民生費は、支出済額81億3719万9000円で、歳出総額の36.3%を占めております。前年度と比較いたしますと2億6998万6000円、3.4%の増となっております。内容といたしましては、第1項社会福祉費につきましては後期高齢者医療制度準備事務費等の増額はあるものの、国民健康保険特別会計への繰出金等の減額に伴い、相殺いたしまして減となっております。

第2項児童福祉費につきましては、児童手当等が増額となっております。

第3項生活保護費につきましては、生活保護費国庫負担金返還金等が増となっております。これらを相殺いたしまして、民生費は増額となっております。

次に、第4款衛生費は、支出済額24億7334万2000円で、歳出総額の11.

0%を占めておりまして、前年度比2346万9000円、1.0%の増でございます。増額の要因といたしましては、福生病院組合費は減額となったものの、西多摩衛生組合負担金等の増額に伴い、相殺いたしまして増となっております。

次に、第5款労働費は、10万2000円で、前年度とほぼ同様でございます。

次に、第6款農林水産業費は支出済額5675万円で、前年度比229万1000円、3.9%の減でございます。主な事業といたしましては草花苗生産委託、緑化の推進事業等ございまして、減額の要因といたしましては前年度実施いたしました多摩川堤防沿い桜樹木診断委託料の減によるものでございます。

次に、第7款商工費でございますが、支出済額は1億1660万円で、前年度比2325万4000円、24.9%の増となっております。増額の要因といたしましては新・元気を出せ商店街事業補助金の増が主なものでございます。

次に、第8款土木費は、支出済額21億9735万円で、歳出総額の9.8%を占めておりまして、前年度比1億7361万5000円で、8.6%の増となっております。増額の主な要因といたしましては、第2項道路橋りょう費については、前年度に実施いたしました第一中学校西側の歩道設置事業、東福生駅自由通路上屋設置事業等の減額はあるものの、拝島駅自由通路整備事業費、防衛施設周辺道路整備事業費等が増額となっております。

第3項都市計画費については、下水道事業会計繰出金等が減額となっております。これらを相殺いたしまして、土木費は増額となっております。

第9款消防費でございますが、支出済額9億3677万円で、前年度比693.1万5000円、8.0%の増となっております。増額の要因といたしましては、常備消防費の消防事務都委託費負担金の減額はあるものの、防災行政無線施設改良事業費等が増額となっております。

次に15、16ページをお開きいただきたいと存じます。第10款教育費ですが、支出済額は25億1358万1000円で、歳出総額の11.2%を占めておりまして、前年度比1億739万2000円、4.1%の減でございます。主な内容につきましては、第2項小学校費は、第二小学校防音機能復旧事業等による増額はあるものの、前年度実施の第四小学校防音機能復旧事業、防犯カメラ設置事業等の減により減額となっております。

第5項社会教育費については、ふっさっ子の広場事業等の実施により増額となっております。

第6項保健体育費は、子ども体験塾事業、武蔵野台テニスコート改良事業等による増額はあるものの、前年度実施した中央体育館耐震補強事業等の減により減額となっております。これらを相殺いたしまして、教育費は減額となっております。

次に、第11款公債費の支出済額は12億7710万8000円で、前年度比2649万8000円、2.1%の増となっております。これは臨時財政対策債の元金償還費の増額が主なものでございます。

次に、第12款諸支出金の支出済額は5995万5000円で、このうち再編交付

金事業基金積立金5191万7000円が新たに追加されております。なお、平成19年度末の積立基金残高につきましては、財産に関する調書として、この決算書の344ページ以降及び事務報告書の403ページに記載してございますので、後ほど御参照いただければと存じます。

次に、第13款予備費につきましては、7件1274万2000円を充用させていただきました。

次に、第14款災害復旧費ですが、支出済額は3926万円で、昨年9月に発生しました台風9号の被害に伴う福生南公園、多摩川中央公園災害復旧事業費でございます。

以上が、歳出の概要でございます。歳入歳出差引残額は3億1613万6264円でございます。

次に、財政構造から見る財政分析の主な指標等について、普通会計ベースで申し上げますと、財政力指数は0.791、前年度比0.012ポイントの増、経常収支比率は98.0%で、前年度比1.7ポイントの増、公債費比率は6.9%、前年度比0.6ポイントの減、実質公債費比率は4.7%となっております。

以上が、平成19年度福生市一般会計決算についての概要でございます。御審議を賜りまして、原案について御認定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 引き続き、監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員 高橋章夫君登壇）

○監査委員（高橋章夫君） 御指名をいただきましたので、議案第55号、平成19年度福生市一般会計決算認定について、決算審査の結果を御報告申し上げます。

審査に当たりましては、加藤市長から提出されました決算書類が、地方自治法などの関係法令に準拠し調製されているか、また、予算が適正かつ効率的に執行されているかにつきまして関係部課長などの出席を求め、7月1日から延べ8日間にわたり決算審査を実施いたしました。その審査結果につきましては、お手元に御配付させていただいております審査意見書のとおりでございます。審査内容につきましては、省略させていただきます。

当決算につきましては、地方自治法等関係法令の規定に基づいて作成されており、関係諸帳簿及び証書類などと照合し、審査をいたしました結果、適法かつ適正に執行されているものと認められました。

当市の財政状況を見ますと、自主財源においては市税、財産収入、繰入金及び諸収入などが収入の動向に大きく影響いたしまして、前年度比12.3%で、12億9666万円の増加となっております。

一方、依存財源におきましては国有提供施設等所在市町村助成交付金等及び国庫支出金、都支出金などが増加いたしました。が、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、市債などが減少したことにより、総額では前年度比4.3%で、4億9363万4000円の減少となっており、歳入総額に占める依存財源の割合は48.1%とな

っております。

そこで、自主財源確保につきましては大変厳しく、不安定な経済状況の中でそれぞれ努力し、一定の成果を上げられていることは評価するものであり、市税を初め使用料及び手数料など収入率の向上に向け、今後も積極的な取り組みを図り、さらなる努力をされるよう御要望申し上げるものであります。

また、今後の財政運営は大変厳しい財政状況を踏まえ、歳入の根源をなす市税などの財源確保はもちろんのこと、歳出全般にわたる見直しをさらに図り、経常経費の抑制並びに行財政改革を積極的に推進し、効率的な財政運営を図り、市政の発展と市民福祉の向上が図られるよう御要望申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で、提案理由の説明及び監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第55号は、18人の委員をもって構成する平成19年度福生市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第55号については、18人の委員をもって構成する平成19年度福生市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました平成19年度福生市一般会計決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により武藤政義君、清水義朋君、末次和夫君、杉山行男君、乙津豊彦君、堀雄一朗君、原田剛君、奥富喜一君、阿南育子君、串田金八君、田村昌巳君、増田俊一君、大野聰君、羽場茂君、青海俊伯君、大野悦子君、田村正秋君、小野沢久君、以上18人を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました18人の皆さんを、平成19年度福生市一般会計決算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 暫時休憩いたします。

午後3時 休憩

~~~~~

午後3時49分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告事項がありますので、事務局長より報告いたします。

(吉野議会事務局長報告)

- 1 平成19年度福生市一般会計決算審査特別委員会委員長及び同副委員長の互選結果報告について(別添参照)

○議長(原島貞夫君) 以上で報告は終わりました。

ただいま報告いたしましたとおり、特別委員会の正副委員長の互選結果が参っております。ここで、正副委員長になられた方々からごあいさつを願います。

まず、委員長、増田俊一君。

(平成19年度福生市一般会計決算審査  
特別委員長 増田俊一君登壇)

○平成19年度福生市一般会計決算審査特別委員長(増田俊一君) 御指名をいただきましたので、一言ごあいさつをさせていただきます。

このたび、委員各位の御推挙をいただき、平成19年度福生市一般会計決算審査特別委員会の委員長の大任を仰せつかりました増田でございます。

まことに不慣れでございまして、御迷惑をおかけすることが多々あると存じますが、その点、御容赦いただき、重要な審査でございます、副委員長の原田議員と力をあわせ円滑な審査ができますよう一生懸命、全力で取り組んでまいりますので、皆様方の特段の御協力を切にお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長(原島貞夫君) 次に、副委員長、原田剛君。

(平成19年度福生市一般会計決算審査  
特別副委員長 原田剛君登壇)

○平成19年度福生市一般会計決算審査特別副委員長(原田剛君) 皆様の互選によりまして、平成19年度福生市一般会計決算審査特別委員会の副委員長に選出されました原田剛でございます。

委員長をサポートし、皆様の活発な質疑のもとに委員会の運営をしっかりと進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ御協力のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

○議長(原島貞夫君) 以上で、正副委員長のごあいさつは終わりました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に、日程第12、議案第56号、平成19年度福生市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(会計管理者 小林重雄君登壇)

○会計管理者(小林重雄君) 御指名をいただきまして、議案第56号 平成19年度福生市国民健康保険特別会計決算認定につきまして、説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の209、210ページをお開きいただきたいと思います。それでは、歳入歳出決算書の歳入から説明申し上げます。一番下の予算現額は、当初予算に4回の補正予算を行いまして、歳入歳出ともに60億1345万5000円で

ございます。歳入決算額は57億5488万293円で、予算現額に対する収入率は95.7%でございます。前年度と比較いたしますと5.6%、3億391万2528円の増となっております。

それでは、内容につきまして説明申し上げます。なお、1000円未満の額につきましては四捨五入させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

第1款国民健康保険税でございますが、収入済額は16億1607万円で、前年度と比較いたしますと2.1%、3297万3000円の増となっております。19年度介護分税率等の改定による増が主なものでございます。調定額に対する収入率は現年度分で88.0%、滞納繰越分で27.5%、合計74.6%で、前年度より4.7ポイントの増となっております。

次に、第2款国庫支出金でございますが、収入済額は13億5764万1000円で、前年度と比較いたしますと1.7%、2259万3000円の増となっております。主な要因といたしましては、第2項国庫補助金の財政調整交付金は減額となったものの、国保業務に対する取り組みが良好であったことなどにより、特別財政調整交付金の増額に伴い相殺いたしまして、増となっております。

次に、第3款療養給付費等交付金は、退職被保険者にかかわるものでございまして、収入済額は12億1014万4000円で、前年度と比較いたしますと14.2%、1億5040万8000円の増となっております。これは、団塊の世代の大量退職などにより、退職者医療適用者が増加したことによるものでございます。

次に、第4款都支出金でございますが、収入済額は3億5912万1000円で、前年度と比較いたしますと21.6%、6386万2000円の増となっております。これは、収納率向上にかかわる取り組み成績が良好であったことによる、特別財政調整交付金の増によるものでございます。

次に、第5款共同事業交付金でございますが、収入済額は5億894万8000円で、前年度と比較いたしますと66.7%、2億368万9000円の大幅増となっております。これは平成18年10月から保険財政共同安定化事業が開始され、平成19年度は通年ベースとなりましたことによる増が主なものでございます。

次に、第6款繰入金でございますが、収入済額は6億9670万6000円で、前年度と比較いたしますと18.9%、1億6210万6000円の減となっております。これは、その他一般会計繰入金の減が主なものでございます。

次に、第7款繰越金でございますが、収入済額はゼロ円でございます。

次に、第8款諸収入でございますが、収入済額は625万円で、前年度と比較いたしますと54.6%、750万7000円の減となっております。これは一般被保険者第三者行為による納付金の減が主なものでございます。

以上が、歳入の概要でございます。

次に211、212ページをお開きいただきたいと存じます。続きまして、歳出につきまして説明申し上げます。一番下の歳出決算額は58億9347万8100円で、執行率は98.0%でございます。前年度と比較いたしますと6.8%、3億741

6万7389円の増となっております。

第1款総務費でございますが、支出済額は4385万5000円で、前年度と比較いたしますと2226万4000円の増となっております。これは、平成20年度医療制度改革に対応するための電算システム改良委託料の増が主なものでございます。

次に、第2款保険給付費でございますが、支出済額は38億4167万3000円で、支出総額の65.2%を占めております。前年度と比較いたしますと6.6%、2億3879万2000円の増となっております。第1項療養諸費及び第2項高額療養費の増が主なものでございまして、これは団塊の世代の大量退職や国保加入者の高齢化及び医療の高度化などによるものでございます。

次に、第3款老人保健拠出金でございますが、支出済額は9億7898万6000円で、前年度と比較いたしますと1.4%、1384万2000円の増となっております。これは、老人医療費の増加による老人保健に対する拠出金の増によるものでございます。

次に、第4款介護給付費納付金でございますが、支出済額は3億6595万1000円で、前年度と比較いたしますと5.4%、2078万5000円の減となっております。これは、第2号被保険者の減少及び平成18年度精算分の減が主なものでございます。

次に、第5款共同事業拠出金でございますが、支出済額は5億5278万7000円で、前年度と比較いたしますと72.1%、2億3154万6000円の大幅増となっております。これは、平成18年10月から保険財政共同安定化事業が開始され、平成19年度は通年ベースとなりましたことによる増が主なものでございます。

次に、第6款保健事業費でございますが、支出済額は1397万4000円で、前年度と比較いたしますと44.7%、431万7000円の増となっております。主な要因といたしましては、健康家庭記念品を廃止したことにより、健康促進事業費は減額となったものの、19年度、新たに国保ヘルスアップ事業を実施したことによる増額に伴い、相殺いたしまして増となっております。

次に、第7款公債費でございますが、支出済額は7万円でございます。

次に、第8款諸支出金でございますが、支出済額は2783万9000円で、前年度と比較いたしますと2020万1000円の大幅増となっております。主な要因といたしましては、前年度精算に伴う療養給付費交付金の返還と、出産育児一時金の前年度精算による一般会計への繰出金の増によるものでございます。

次に、第9款予備費につきましては6件、727万6000円を充用させていただきました。

次に、第10款前年度繰上充用金でございますが、6834万3000円を平成18年度の歳入に充当し、不足額の補てんをさせていただきました。

以上が、歳出の概要でございます。歳入歳出差引歳入不足額は1億3859万7807円でございます。このため、翌年度歳入繰上充用金1億3859万7807円につきましては、平成20年度予算から繰上充用させていただき、平成19年度の歳

入に充当して不足額の補てんをいたしたところでございます。

以上が、平成19年度福生市国民健康保険特別会計決算の内容でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御認定くださいますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 引き続き、監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員 高橋章夫君登壇）

○監査委員（高橋章夫君） 御指名をいただきましたので、議案第56号、平成19年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について、決算審査の結果を御報告申し上げます。内容につきましては、お手元に御配付の審査意見書44ページから50ページのとおりでございます。

当決算に当たりましては、関係法令などの規定に基づきまして作成されており、関係諸帳簿及び証書類などと照合し審査をいたしました結果、適法かつ適正に執行されているものと認められました。

なお、歳入については前年度と比較しますと国民健康保険税、療養給付費等交付金、都支出金、共同事業交付金などが増加となっております。また、歳出については保険給付費、共同事業拠出金、諸支出金などが増加し、介護給付費納付金及び前年度繰上充用金などが減少となっております。

このような状況の中で、保険税の収入未済額が増加しておりますが、調定に対する収入率は74.6%で、前年度と比較しますと4.7ポイント上回っております。今後も被保険者の増加や医療費などの大幅な増加が続く限り、国保の財政運営は大変厳しい状況と考えられます。

したがって、今後も引き続き、保険税収納専門員などによる収納率の向上及び市税と同様な収納対策を積極的に実施するとともに、適切な医療給付に努め、国及び東京都に対して補助金などの増額要求を積極的に行い、国民健康保険特別会計の健全な財政運営がより一層図られますよう御要望申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で、提案理由及び監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第13、議案第57号、平成19年度福生市老人保健医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（会計管理者 小林重雄君登壇）

○会計管理者（小林重雄君） 御指名をいただきまして、議案第57号 平成19年度福生市老人保健医療特別会計決算認定につきまして、説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の243、244ページをお開きいただきたいと存じます。それでは、歳入歳出決算書の歳入から説明申し上げます。一番下の予算現額は、当初予算に2回の補正予算を行いまして、歳入歳出ともに32億1075万1000円でございます。歳入決算額は31億6569万7385円で、予算現額に対する収入率は98.6%でございます。前年度と比較いたしますと0.5%、1482万4279円の増となっております。

それでは、内容につきまして説明申し上げます。なお、1000円未満の額につきましては四捨五入させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

第1款支払基金交付金でございますが、収入済額は16億6353万2000円で、前年度と比較いたしますと6.9%、1億2282万1000円の減となっております。これは、各保険者から拠出されました支払基金からの医療費交付金の減が、主なものでございます。

次に、第2款国庫支出金でございますが、収入済額は9億9200万1000円で、前年度と比較いたしますと13.8%、1億1995万9000円の増となっております。これは医療費負担金の増が、主なものでございます。

次に、第3款都支出金でございますが、収入済額は2億4828万8000円で、前年度と比較いたしますと10.1%、2277万4000円の増となっております。これは医療費に対する東京都の負担金の増によるものでございます。

次に、第4款繰入金でございますが、収入済額は2億4294万9000円で、前年度と比較いたしますと5.6%、1286万4000円の増となっております。これは医療費に対する市負担分で、一般会計からの繰入金でございます。

次に、第5款繰越金でございますが、収入済額は1874万円で、これは前年度からの繰越金でございます。前年度と比較いたしますと49.1%、1808万5000円の減となっております。

次に、第6款諸収入でございますが、収入済額は18万7000円で、前年度と比較いたしますと13万3000円の増となっております。これは預金利子及び返納金の増によるものでございます。以上が歳入の概要でございます。

次に245、246ページをお開きいただきたいと存じます。続きまして、歳出につきまして説明申し上げます。一番下の歳出決算額は31億5522万2185円で、執行率は98.3%でございます。前年度と比較いたしますと0.7%、2308万9662円の増となっております。

第1款医療諸費でございますが、支出済額は31億1927万6000円で、前年度と比較いたしますと0.8%、2423万2000円の増となっております。これは医療給付費の増が、主なものでございます。

次に、第2款諸支出金でございますが、支出済額は3594万6000円で、前年度と比較いたしますと3.1%、114万2000円の減となっております。これは前年度精算に伴う都支出金精算返還金の減が、主なものでございます。

次に、第3款予備費の支出済額はゼロ円でございます。

以上が歳出の概要でございまして、歳入歳出差引残額は1047万5200円でございます。

以上が、平成19年度福生市老人保健医療特別会計決算の内容でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御認定くださいますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 引き続き、監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員 高橋章夫君登壇）

○監査委員（高橋章夫君） 御指名をいただきましたので、議案第57号、平成19年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について、決算審査の結果を御報告申し上げます。内容につきましては、お手元に御配付の審査意見書51ページから53ページのとおりでございます。

当決算につきましては、関係法令の規定に基づいて作成されており、関係諸帳簿及び証書類などと照合し審査をいたしました結果、適法かつ適正に執行されているものと認められました。

なお、歳入においては前年度と比較して0.5%、1482万4000円の増加、また、歳出についても前年度と比較して0.7%、2309万円の増加となり、このうち医療諸費が0.8%、2423万2000円の増加となっております。

今後、ますます高齢者の増加傾向に伴いまして、高齢化社会の進展が進む状況となっております。

なお、平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」によりまして、後期高齢者医療制度が始まり、大変複雑な制度の切り換え時期となっておりますが、より一層高齢者施策の充実を図り、引き続き医療費などの抑制が図られますよう御要望申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で、提案理由及び監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第14、議案第58号 平成19年度福生市介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（会計管理者 小林重雄君登壇）

○会計管理者（小林重雄君） 御指名をいただきまして、議案第58号 平成19年度福生市介護保険特別会計決算認定につきまして、説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の263、264ページをお開きいただきたいと存じます。それでは、歳入歳出決算書の歳入から説明申し上げます。一番下の予算現額は、当初予算に1回の補正予算を行いまして、歳入歳出ともに27億4814万9000円で

ございます。歳入決算額は27億3907万5200円で、予算現額に対する収入率は99.7%でございます。前年度と比較いたしますと5.1%、1億3400万7025円の増となっております。

それでは、内容につきまして説明申し上げます。なお、1000円未満の額につきましては四捨五入させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

第1款介護保険料でございますが、収入済額は5億8368万4000円で、前年度と比較いたしますと6.0%、3307万2000円の増となっております。これは、被保険者の増加などによるものでございます。調定額に対する収入率は94.1%となっております。

次に、第2款国庫支出金でございますが、収入済額は5億4887万4000円で、前年度と比較いたしますと0.7%、387万3000円の増となっております。これは事業費の増加により地域支援事業に対する交付金の増が主なものでございます。

次に、第3款支払基金交付金でございますが、収入済額は7億6456万3000円で、前年度と比較いたしますと5.7%、4134万円の増となっております。主な要因といたしましては、介護給付費現年度分の増加に伴い、現年度分介護給付費交付金が増となったものでございます。

次に、第4款都支出金でございますが、収入済額は3億8511万9000円で、前年度と比較いたしますと3.3%、1236万6000円の増となっております。これは介護給付費負担金の増が主なものでございます。

次に、第5款財産収入でございますが、収入済額は5万4000円で、基金積立金の利子でございます。

次に、第6款繰入金でございますが、収入済額は3億5738万円で、前年度と比較いたしますと1.9%、701万5000円の減となっております。収入済額の内訳といたしましては、第1項一般会計繰入金は介護給付費繰入金が3億1332万円、地域支援事業繰入金は介護予防事業、包括的支援事業、任意事業合計で1010万6000円、事務費繰入金が3395万4000円でございます。なお、前年度にありました基金繰入金につきましては、平成19年度は繰り入れを行わないで運営できたため、なくなったものでございます。

次に、第7款繰越金でございますが、収入済額は9849万7000円で、前年度と比較いたしますと5154万円の増となっております。

次に、第8款諸収入でございますが、収入済額は90万4000円で、前年度と比較いたしますと57.3%、121万3000円の減となっております。これは平成19年度から高齢者配食サービス事業が、介護保険特別会計から一般会計へ組み替えになったことによる減が主なものでございます。

以上が、歳入の概要でございます。

次に、265、266ページをお開きいただきたいと存じます。続きまして、歳出につきまして説明申し上げます。一番下の歳出決算額は26億4828万2806円で、執行率は96.4%でございます。前年度と比較いたしますと5.7%、1億4

171万1610円の増となっております。

第1款総務費でございますが、支出済額は3036万3000円で、前年度と比較いたしますと1.1%、33万5000円の増となっております、事業の内容といたしましては前年度とほぼ同様でございます。

次に、第2款介護給付費でございますが、支出済額は24億2691万2000円で、支出総額の91.6%を占めております。前年度と比較いたしますと3.9%、9092万9000円の増となっております。これは利用者の増加などによる介護サービスと給付費の増額や、介護予防サービスが増加したことによる介護予防サービス等給付費の増が主なものでございます。

次に、第3款地域支援事業費でございますが、支出済額は4290万3000円で、平成18年度の介護保険制度改正によりまして、18年度に新設したものでございまして、介護予防事業の推進や地域における自立支援を図るためのものでございます。前年度と比較いたしますと11.1%、537万2000円の減となっております。これは新たに筋力行動トレーニング事業などの介護予防事業を実施したことによる増額はあったものの、平成19年度から配食サービス事業指定管理委託料が、介護保険特別会計から一般会計へ組み替えになったことによる減額に伴い、相殺いたしまして、減となっております。

次に、第4款財政安定化基金拠出金でございますが、支出済額は73万1000円で、前年度と比較いたしますと0.1%、1000円の増となっております。

次に、第5款基金積立金でございますが、支出済額は3668万9000円で、介護給付費準備基金へ積み立てたものでございます。前年度と比較いたしますと2476万2000円の増となっております。平成18年度精算金の増によるものでございます。

次に、第6款公債費でございますが、支出済額は4450万円で、前年度と同額でございます。これは第2期、15、16、17年度で東京都財政安定化基金から借入れた1億3350万円を、第3期、18、19、20年度の3年間で償還するためのものでございます。

次に、第7款諸支出金でございますが、支出済額は6618万5000円で、前年度と比較いたしますと88.4%、3105万7000円の増となっております。これは主に国都支出金精算返還金、支払基金精算返還金及び一般会計への繰出金でございます。

次に、第8款予備費につきましては3件、181万4000円を充用させていただきました。

以上が歳出の概要でございます、歳入歳出差引残額は9079万2394円でございます。

以上が、平成19年度福生市介護保険特別会計決算の内容でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御認定くださいますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 引き続き、監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員 高橋章夫君登壇）

○監査委員（高橋章夫君） 御指名をいただきましたので、議案第58号、平成19年度福生市介護保険特別会計決算認定について、決算審査の結果を御報告申し上げます。内容につきましては、お手元に御配付の審査意見書の53ページから58ページとなっております。

当決算につきましては、関係法令の規定に基づいて作成されており、関係諸帳簿及び証書類などと照合し審査をいたしました結果、適法かつ適正に執行されているものと認められました。

なお、歳入においては27億3907万5000円、歳出は26億4828万3000円で、ともに増加となっております。歳出の主なものは介護給付費で、24億2691万2000円、構成比91.6%となっております。今後、ますます高齢化が進み、介護給付費などの増加が予測されますことと、介護保険法に基づく介護サービスなどの適切な提供によりまして、高齢者が自立に向けた福祉の増進を図るとともに、地域支援事業によりまして、介護予防が図られますよう御要望申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由及び監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第15、議案第59号、平成19年度福生市下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（会計管理者 小林重雄君登壇）

○会計管理者（小林重雄君） 御指名をいただきまして、議案第59号 平成19年度福生市下水道事業会計決算認定につきまして、説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書293、294ページをお開きいただきたいと思います。それでは、歳入歳出決算書の歳入から説明申し上げます。一番下の予算現額は、当初予算に5回の補正予算を行いまして、歳入歳出ともに31億1414万6000円でございます。歳入決算額は31億5057万5200円で、予算現額に対する収入率は101.2%でございます。前年度と比較いたしますと43.1%、9億4829万5908円の増となっております。

それでは、内容につきまして説明申し上げます。なお、1000円未満の額につきましては四捨五入させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

第1款分担金及び負担金でございますが、収入済額は889万円で、前年度と比較いたしますと840万8000円の増となっております。これは、第3目下水道整備

負担金は平成19年度からの新たな負担金で、新五日市街道雨水管理設工事東京都分負担金の増が主なものでございます。

次に、第2款使用料及び手数料でございますが、収入済額は11億730万2000円で、前年度と比較いたしますと7.8%、7998万7000円の増となっております。これは主に基地使用料の増によるものでございます。下水道使用料全体に占める基地使用料の割合は56.5%となっております。また、調定に対する収入率は99.0%で、前年度と同率でございます。

次に、第3款国庫支出金でございますが、収入済額は1633万円で、前年度と比較いたしますと37.7%、447万円の増となっております。これは流域下水道防衛施設分負担金の増が主なものでございます。

次に、第4款財産収入でございますが、収入済額はゼロ円でございます。

次に、第5款繰入金でございますが、収入済額は予算現額と同額の5億4000万円で、一般会計からの繰入金でございます。前年度と比較いたしますと1.5%、7000万円の減となっております。

次に、第6款繰越金でございますが、収入済額は5711万7000円で、前年度と比較いたしますと39.1%、3663万9000円の減となっております。

次に、第7款諸収入でございますが、収入済額は1783万6000円で、前年度と比較いたしますと25.6%、613万円の減となっております。これは消費税還付金の減が主なものでございます。

次に、第8款市債でございますが、収入済額は14億310万円で、この内訳といたしましては公共下水道事業債12億1960万円、流域下水道事業債1億650万円、公営企業借換債7700万円でございます。前年度と比較いたしますと9億6820万円の増となっております。これは、平成19年度公的資金保証金免除繰上償還に伴う借換債の発行によるものでございます。

以上が、歳入の概要でございます。

次に295、296ページをお開きいただきたいと存じます。続きまして、歳出につきまして説明申し上げます。一番下の歳出決算額は30億7310万4471円で、執行率は98.7%でございます。前年度と比較いたしますと43.3%、9億2794万2021円の増となっております。

第1款総務費でございますが、支出済額は5億4983万4000円で、前年度と比較いたしますと1.4%、806万9000円の減となっております。これは、職員人件費及び下水道施設維持管理補修工事費等の減が主なものでございます。

次に、第2款事業費でございますが、支出済額は1億2978万5000円で、前年度と比較いたしますと20.0%、3234万9000円の減となっております。これは第2目流域下水道費、多摩川上流流域下水道建設事業負担金で、東京都流域下水道本部が実施する水再生センターの事業量の減が主なものでございます。

次に、第3款公債費でございますが、支出済額は23億9348万5000円で、前年度と比較いたしますと67.9%、9億6836万円の増となっております。こ

これは平成19年度公的資金保証金免除繰上償還金及び公営企業借換債の元金償還費の増によるものでございます。なお、平成19年度末の地方債現在高は、81億7977万8000円でございます。

次に、第4款予備費の支出済額はゼロ円でございます。

以上が歳出の概要でございます。歳入歳出差引残額は7747万729円でございます。

以上が、平成19年度福生市下水道事業会計決算の内容でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御認定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 引き続き、監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員 高橋章夫君登壇）

○監査委員（高橋章夫君） 御指名をいただきましたので、議案第59号、平成19年度福生市下水道事業会計決算認定について、決算審査の結果を御報告申し上げます。内容につきましては、お手元に御配付の審査意見書59ページから63ページまでのとおりでございます。

当決算につきましては、関係法令の規定に基づきまして作成されており、関係諸帳簿及び証書類などと照合し審査をいたしました結果、適法かつ適正に執行されているものと認められました。

当年度の下水道事業につきましては施設維持管理、雨水排水管布設替工事並びに昭島市残堀2号幹線築造工事などが中心に行われております。また、歳入の対前年度比は増加であり、増加の主なもの分は分担金及び負担金、使用料及び手数料、並びに市債などでございます。歳出の対前年度比も増加であり、増加の主なもの分は市債元金償還費などとなっております。

なお、今後も未水洗建物の水洗化をさらに図るとともに、効率的な事業運営に努められますよう御要望申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由及び監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~  
○議長（原島貞夫君） 日程第16、議案第60号、平成19年度福生市受託水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（会計管理者 小林重雄君登壇）

○会計管理者（小林重雄君） 御指名をいただきまして、議案第60号、平成19年度福生市受託水道事業会計決算認定につきまして、説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の317、318ページをお開きいただきたいと存じます。

それでは、歳入歳出決算書の歳入から説明申し上げます。なお、1000円未満の額につきましては、四捨五入させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

第1款受託水道事業収入でございますが、収入済額は3億1340万8000円で、これは全額東京都からの受託水道事業収入でございます。収入済額の内訳といたしましては管理収入が2億5795万2000円、建設工事収入が5545万6000円でございます。

次に319、320ページをお開きいただきたいと存じます。続きまして、歳出の内容につきまして説明申し上げます。第1款受託水道事業費でございますが、支出済額は3億1340万8000円でございます。第1項水道管理費の支出済額は2億5795万2000円で、前年度と比較いたしますと3.5%、873万7000円の増となっております。これは配水管布設替工事費の増が、主なものでございます。

第2項建設改良費の支出済額は5545万6000円で、前年度と比較いたしますと18.7%、1275万9000円の減となっております。これは、配水管新設工事費の減が主なものでございます。歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。

以上が、平成19年度福生市受託水道事業会計決算の内容でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御認定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 引き続き、監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員 高橋章夫君登壇）

○監査委員（高橋章夫君） 御指名をいただきましたので、議案第60号、平成19年度福生市受託水道事業会計決算認定について、決算審査の結果を御報告申し上げます。内容につきましては、お手元に御配付の審査意見書63ページから64ページのとおりでございます。

当決算につきましては、関係法令の規定に基づき作成されており、関係諸帳簿及び証書類などと照合し審査をいたしました結果、適法かつ適正に執行されているものと認められます。

今後とも給配水施設の改良、改善整備を図り、日常生活や災害などでも市民が安心して、安全で安定した給配水の確保ができるよう、より一層の御努力をお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由及び監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○20番（小野沢久君） 一つだけお聞かせ願いたいのですが、収入はすべて東京都からの歳入になっていますけれども、福生市民が水道使用料として払っている金額はどのくらいになっていますか。それだけお願いいたします。

○都市建設部長（小峯勝君） 福生市民が支払っている金額につきましては、10億4291万884円でございます。

○議長（原島貞夫君） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第60号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第17、議案第61号、福生市民会館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(教育次長 宮田満君登壇)

○教育次長(宮田満君) 御指名をいただきまして、議案第61号、福生市民会館の指定管理者の指定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、福生市が設置をいたしております市民会館につきまして、指定管理者を指定するため地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。なお、今回の指定管理者候補者の選定に当たりましては、申請の提出がございました6団体につきまして指定管理者候補者選定審査会におきまして審査し、指定管理者候補として決定したものでございます。

次に、指定の内容でございますが、1の指定管理者に管理を行わせる施設の名称は福生市民会館、施設の所在地は東京都福生市大字福生2455番地でございます。

次に、2の指定管理者に指定する団体の名称は、共立・日立共同事業体代表者、株式会社共立、所在地は東京都渋谷区代々木五丁目40番13号でございます。

次に、3の指定期間でございますが、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間といたそうとするものでございます。

なお、選定の経過及び共立・日立共同事業体代表者、株式会社共立の概要等につきましては、お手元に御配付の本会議資料、「議案第61号、福生市民会館の指定管理者の指定について」を御参照いただきたいと思います。

以上でございますが、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(原島貞夫君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○4番(杉山行男君) 市民会館の指定管理者について、私は委員外議員で、委員ではありませんので、この場でちょっとお伺いしておきます。

指定管理につきまして、どういう考えで、どのような方法で認定したのか、その選定基準というか、選定の基礎になったようなものがあるのかどうか。それと、それなりのうわさは聞いているわけですが、このこと自体が市民の不公平を拡大するようなことがないのか。それから、地域社会の学びやそういったものを育むのに妨げるようなことがないのか、選定の基準に当たって市民を対象とした配慮などがなされたのか、そこら辺をお伺いしておきます。

○企画財政部長(田中益雄君) 指定管理者の指定に当たりましては、指定管理者の指定の手續等に関する条例にもございますけれども、選定の基準といたしまして市民

の平等な利用の確保、サービスの向上、あるいは施設の効用を最大限に発揮させること、管理に要する経費の縮減が図られること、管理を安定して行う人員、資産、その他経営の規模、人的な能力、そういったものを一つの基準として、そういうものを満足できるものということで、基本的な基準を持って選定いたしましたところでございます。

選定に当たりましては、市民会館につきましては21項目の評価をしまして、総合評点で満点は1440点満点という形で審査をさせていただいて、決定いたしております。

また、市民への不公平拡大はないかということでございます。あるいは、地域の活動住民への配慮ということでございますけれども、これに当たりましては当然選定の総合評価の中にも入れて指定してございますけれども、さらに、プロポーザルに………、最終的に2次審査まで行うわけでございますが、プレゼンテーションの中において地元の雇用、あるいは地元の活動等の発展を支援できるかどうか、そういった部分を選定の基準として最終的に審査をしたと、こういう状況でございます。

○教育次長（宮田満君） 市民への配慮はなされたのか、市民の学びやとしての存在は大丈夫か、このような御質問でございます。ただいまの企画財政部長の答弁とダブルのところがございますけれども、この評価の項目をつくるに当たりましては企画財政部と教育委員会と協議をさせていただきましてつくったものでございます。その項目の中の一つには平等な利用に対する考え方、取り組みの明確化という項目を検討いたしました。これは、市民の平等利用に留意されているかというような意味でございます。

もう一つは、今まで住民対象に文化創造及び支援の実績があるのか、こういった項目を設けまして、その業者につきまして福生市の市民会館の管理を委託するのにふさわしいかどうか、このような点で審査をさせていただいております。

○4番（杉山行男君） ありがとうございます。結構でございます。市民が市民会館を設立するときに、市民会館や公民館もそうですが、大変な運動をしてできたという経緯があります。そこら辺を十分配慮なされたかどうか、降ってわいたわけではありませんで、あれをつくるときは市民が大変汗を流してつくった経緯がありますので、それをまたみんなで学びながら、またみんなでつくり上げてきた市民会館というものあるわけですし、立派な会社だとは思いますが、今まで市民会館ができて30年近くたつわけですが、その間市民の皆さんがつくり上げてきた文化や地域の学びというものをぜひ十分配慮した上で、やっていただけるものというふうに思っています。これからも十分によく気をつけて、また見ていきたいというふうに思っています。

○議長（原島貞夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） お諮りいたします。

本日の会議は午後５時までとなっておりますが、議事の都合上、あらかじめ延長することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議は延長することに決定いたしました。

午後５時まで休憩いたします。

午後４時５０分 休憩

~~~~~

午後５時 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１８、議案第６２号、熊川地域体育館及び福生地域体育館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（教育次長 宮田満君登壇）

○教育次長（宮田満君） 御指名をいただきまして、議案第６２号、熊川地域体育館及び福生地域体育館の指定管理者の指定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、福生市が設置をいたしております熊川地域体育館及び福生地域体育館につきまして、指定管理者を指定するため地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。なお、今回の指定管理者候補者の選定に当たりましては、申請の提出がございました１０団体につきまして、指定管理者候補者選定審査会におきまして審査し、指定管理者候補として決定したものでございます。

次に、指定の内容でございますが、１の指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び施設の所在地は熊川地域体育館、福生市大字熊川３８０番地７、福生地域体育館、福生市武蔵野台一丁目８番地７でございます。なお、管理は２館あわせて行わせるものでございます。

次に、２の指定管理者に指定する団体の名称は、シンコースポーツ・山武共同事業体代表者、シンコースポーツ株式会社、所在地は東京都台東区台東一丁目２７番１号でございます。

次に、３の指定の期間でございますが、平成２１年４月１日から平成２６年３月３１日までの５年間といたそうとするものでございます。

なお、選定の経過及びシンコースポーツ・山武共同事業体代表者、シンコースポーツ株式会社の概要等につきましては、お手元に御配付の本会議資料、「議案第６２号、熊川地域体育館及び福生地域体育館の指定管理者の指定について」の資料を御参照いただきたいと思います。

以上でございますが、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますよう

お願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第62号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第19、陳情第20-7号、障害者自立支援法の「定時改正」における抜本的見直しを求める意見書提出に関する陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第20-7号については、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第20、陳情第20-8号、東京電子自治体共同運営サービスにおける入札参加資格申請の代理申請システムの構築及び行政書士用電子証明書を使用可能とするシステムの改築に関する陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第20-8号については、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第21、請願第20-1号、地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書を提出することを求める請願書を議題といたします。

本請願書について、紹介議員の説明を求めます。

（15番 大野聡君登壇）

○15番（大野聡君） 貴重なお時間をいただきまして、大変恐縮でございます。御指名をいただきましたので、請願第20-1号、地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書を提出することを求める請願書につきまして、紹介議員として提案理由の説明をさせていただきます。

なお、今回私が紹介議員になることに関しては、いろいろ皆さんに御心配をおかけしまして申しわけございませんでした。

まず、皆さん御承知のとおり、先日の北海道ミートホープ社の牛肉偽装、賞味期限切れの商品の使用とかに始まりまして、船場吉兆の事件、赤福の賞味期限偽装、中国産冷凍餃子の毒物混入事件、コンニャクゼリーによる窒息死事故など一連の食品偽装や、それらの事件のほか、ガス湯沸器一酸化炭素中毒事故、英会話教室NOVA事件など多くの分野での消費者被害が次々と発生、顕在化しました。

また、多重債務、クレジット、投資詐欺商法、架空請求、振り込め詐欺などの被害も後を絶たない状況にあります。

このような事件、被害に対処するため、消費者センターなど消費生活相談窓口は1

985年の豊田商事事件の当時から都道府県、市町村の多くが設置してきたところでございます。

消費者にとって身近で、頼りになる被害者救済手段である消費者被害相談は、全国の消費生活センターに寄せられ、平成7年度には27万件であったものが、平成18年度には110万件にも達し、約4倍という状況でございます。

半面、自治体の消費者行政にかかる予算は、平成7年度には全国で200億円（これは都道府県も含みますけれども）をピークに年々減少し、平成19年度には108億円と実に46%、92億円も減額されました。そのため、地方消費者行政が疲弊し、十分な相談体制がとれない、あっせん率の低下、被害予防などの制度改善機能、消費者啓発も十分行えないなど機能不全に陥っていると言われております。

政府は、本年2月に内閣の諮問機関として消費者・生活者視点に立つ行政への転換を目指し、有識者から成る消費者行政推進会議を設置し、6月に取りまとめの報告を受けました。この報告を受け、消費者・生活者重視への政策転換、消費者行政の一元化・強化の方針を打ち出し、「消費者庁の設置」を打ち出しました。

今回の福田総理の辞任で若干不透明になったところもございますが、そういうような方向が出されております。

真に消費者利益が守られるためには、住民に身近な地方消費者行政の充実・強化が不可欠であり、消費者行政推進会議の最終の取りまとめにもあるとおり、強い権限を持った消費者庁の創設と、これを実現するための地方消費者行政を飛躍的に充実させることが必要であること。国において相当の財源確保に努めるべきこと等を提言しております。

以上のような理由から、今般、国に対し被害者情報の集約体制を強化し、国と地方のネットワークを構築し、消費者の苦情相談が地方自治体の消費者生活相談窓口において迅速、かつ適切にあっせん処理ができるよう、消費者センターの設置、業務、機能等を法的に位置づけ、これに必要な法制度を整備すること。

二つ目には、地方消費者行政の体制・人員・予算を抜本的に拡充・強化するための財政措置をとることなど2点について、本議会が国に意見書の提出を求める内容の請願でございます。

この趣旨を御理解いただき、この請願書を所管の委員会で採択していただきたく、紹介議員としてお願いいたす次第でございます。

以上のとおり、提案の理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（原島貞夫君） 紹介議員の説明は終わりました。

これより本件について質疑を行います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

請願第20-1号については建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第22、請願第20-2号、消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求める請願書を議題といたします。

本請願書について、紹介議員の説明を求めます。

（15番 大野聰君登壇）

○15番（大野聰君） 御指名をいただきましたので、請願第20-2号、消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求める請願書につきまして、紹介議員として提案理由の説明をさせていただきます。

先ほど、請願第20-1号で申し上げましたとおり、近年、食品安全事故、製品事故、偽装表示、悪質商法などさまざまな消費者被害が後を絶たない状況にあります。

当市においても、平成7年度に22件であった消費者相談は、平成18年度には228件に達し、平成7年度に比べ10.4倍にふえている状況でございます。

一方、予算額は、これはちょっと請願書の理由の中に「12年度に」というふうに書いてあったのですが、16年度の誤りだったようでございますが、314万4000円でありましたが、平成19年度には260万8000円と削減されております。現在、当市では消費者相談の相談員、非常勤の方を配置し、毎週月、木の2日、消費者相談を行っている状況であるが、悪質商法の複雑化、高度化から高齢者や弱者を守るためにはさらに相談業務を充実することが求められております。

そこで、福生市に対し消費者による苦情相談を速やかに確実に受け付けて、これに迅速・適切に対応できるよう当市の消費者相談室の人員を増員し、十分な予算措置を講じること。

当市の消費者行政充実のため、東京都と東京都下の有識者・消費者団体等から構成される（仮称）東京都地方消費者行政充実会議への参加や、東京都並びに他の市町村との連携を求める内容の請願でございます。

なお、先ほど申し上げました（仮称）東京都地方消費者行政充実会議というのは、現在はまだ設置はされてはおりませんが、今回、請願団体が東京都にもいろいろ働きかけて、こういう組織をつくっていきたいということなので、こういう組織ができた段階で市についても積極的に加入を求めるということでございます。

以上のような御趣旨を御理解いただきまして、この請願書を所管委員会で採択していただきたく、紹介議員としてお願いいたす次第でございます。どうかよろしく願いまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（原島貞夫君） 紹介議員の説明は終わりました。

これより本件について質疑を行います。

○20番（小野沢久君） 紹介議員にお尋ねをいたします。これは前段の請願と違ひまして、我が福生市に対しての要請でございます。それで、中身を見ますと2項目に分かれておりまして、1項目は、「消費者による苦情相談を速やかかつ確実に受け付け、これに迅速・適切に対処できるよう、福生市の消費者相談室の人員を拡充し、十分な予算措置を講じること」という内容でございます。

2の方は、これは速やかにこの方はいいいいたしまして、こういった大変厳しい指

摘をしてくるわけでございますけれども、紹介議員さんは福生市の今の消費者行政をどこまで理解されているのか。現状がどうなっているか十分認識をした上で、紹介議員になっているのだと思うのです。紹介議員になってから、後から調べたということの方の可能性が高いのですけれども。やはり責任ある紹介議員ですから、当然熟知していると思いますので、現状について、どういう状況なのか御説明をいただきたいと思います。

○15番(大野聰君) 今、小野沢議員の方から御指摘をいただきました。今回、請願者から東京都内の各自治体に請願書を出すということで要請がありましてお会いしまして、改めて当市の消費者行政について調査をさせていただきました。

相談件数、相談員さんの件数というようなことでかなりの件数がありますけれども、それ以外にさらに東京都の消費者センターにも相談に行っていらっしゃるというような状況。

それから、現在の相談員さんについては他市との連携などでやられておりますけれども、お二人いらっしゃいますけれども、月曜日にお一人、木曜日にお一人というような状況で、なかなか十分な対応がとれないのではないかなというような状況がうかがえました。

さらに、予算も若干削られているという状況があるわけですが、特に今回、国が消費者庁を設置するということと、地方分権の立場から地方にいろいろな業務が市町村の責務でやらなければいけないということで、今回、いろいろな事件、ますます巧妙化する悪徳商法に対して、住民に直接接するいわゆる基礎的自治体である市が、一義的に対応することが必要だということで、今回紹介議員にならせていただきました。ということでございますので、御理解いただくようよろしくお願い申し上げます。

○20番(小野沢久君) お答えになっていないのではないかなと思うのですけれども、これはやはり我が市のことですよね。ということは、よそから福生市の議員は何をやっているのだということではないのですか、言い方を変えれば。

それと同時に、この文章から理解すると福生市は全然やっていないと、相談事が滞っているということではないですか、意味は。私はそういう解釈をしているのです。それで、相談件数もこれで見ますと平成7年から随分変化はあります。平成7年には22件だとかという件数が、一番多い時で15年が453件、19年が209件だとかとそういうばらつきがある。これは社会情勢の変化の中でばらつきがあるわけですが。それで、相談員さんが2人おりまして、週に2回相談を受けているわけです。すると、この件数から逆算すると1日に1件であったり、2件であったり、あるいはない日もあるのですよ、現状は。そういうことまでわかっていることなのかどうなのか、私は非常に理解に苦しむのです。

それで、なおかつ紹介議員さんがこういうことについて過去に議会で何度も取り上げていて、どうしても理事者側が動いてくれないからということでやるのなら、私もわかるのです。紹介議員さんは大変力のある議員で、最大会派の会長でもあります。せんだっての一般質問でも、「安全安心まちづくり条例」の話が本人から一般質問があ

りました。それで、1年おくれたことについて「議会軽視だ」という発言もありました。それを受けて理事者の皆さんは「12月に内容をお示しをして、3月議会に条例化する」、そういう答弁だったと思うのです。そのくらい力のある方が、なぜ外の方の力をかりなければ、このくらいのことできないのか、私には全く理解できません。

それと、そんなに我が市の——私は消費者行政は大変重要であると思いますけれども、そんなに障害が現状で起きていると思っておりません。それで、これは参考ですが、平成16年度の決算特別委員会で、やめられました清水信作議員さんの質問がここにあります。内容は、清水信作議員の質問は「備考欄の消費者対策費、消費者生活相談謝礼2人分が92万6500円ありますが、2人の相談員に対する謝礼だと思いますが、この消費生活相談というのは年間どのくらいの相談が来て、それに対応しているのか教えてください」という質問です。それで、森田課長さんがお答えしているのは「消費者生活相談員ですが、2名の方に週2回、月曜日と木曜日に来ていただいて、年間で15年度で453件の相談がございました」という答弁がありました。

また、これに対する質問は「この相談員で2人で対応し切って、15年度は大丈夫だったのでしょうか」という質問をまたやっています。その答弁として「相談件数としては453件でございますが、東京都の方にも相談を受けていまして、現在のところではそれで十分かなうというふうに、また相談日以外でも電話等でもあり、その点は職員でお話を伺い、例えば不当請求葉書が来ているということについては職員のところで対応できますので、今のところで十分かなうというふうに思っております。」

ということは、これは当時の課長の答弁ですけれども、15年ですからそんなに前の話ではありませんが、現場サイドでも足りないという認識をしているわけではないのです。

そういう状況の中ですから、先ほど、本人も数字の間違いを言われましたが、平成12年度は194万8000円です。ピーク時というのは16年度が311万4000円です。ですから、もともとの数字も違っているわけです。平成19年度は260万円ですから、平成7年から比べれば随分、ある程度ふえているわけです。

ですから、私は非常にそういう面では、この請願の内容についてはいささか福生市として考えるべきことがあるのではないかと思いますので——紹介議員にこれ以上聞いても答えが返ってくるのか、せっかくだから聞かなくてはいけないのだけれども……、紹介議員はどうしてこのことについて今まで自分で触れてこなかったのか。そこをちょっと聞かせていただきましょうか。

○議長（原島貞夫君） 暫時休憩いたします。

午後5時24分 休憩

~~~~~

午後5時25分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○15番（大野聰君） 小野沢議員の再度の御質問にお答えをさせていただきます。

確かに、今の段階で、先ほどの15年の当時の清水信作議員のお話があったという

ことでございますけれども、今回、私も調べさせていただいて、例えば19年度209件の相談件数が市の場合あるわけですが、それ以外に東京都の消費者センターに行っている件数が同じぐらい近くあるわけです。そういう意味でも、それと今、相談員さんそのものが、現在2人いらっしゃるけれども、月曜日1人、木曜日1人というような勤務体制でございますけれども、それと同時に今回たまたま、つい最近、東京都が消費者生活基本計画を10年ぶりに改定するというような話がありまして、消費者生活について充実をさせていくというような中身が出ていたわけです。

先ほどお話がありましたように、やはり地方分権の流れの中で、基礎的自治体である市がいろいろな形でますます、直接的に相談を受けていかなければいけないだろうし、いろいろな商法についても、振り込め詐欺についてもここまで来たら、また次の手を考えるというようなことで、ますます相手側も悪質化していくというような状況があるわけです。

当然、担当の方はこれでいいというよりも、むしろそういう意味での、本当に高齢者、弱者の方を救済するための必要な措置も、市としても講じていただく必要があるのではないかとというつもりで、今回やらせていただいたということでございます。

確かに、私自身、今まで5年間、消費者行政に関しては質問をしたことはないと思いますけれども、全く関心がなかったわけではありませんけれども、そういう意味では今回改めて勉強させていただいて、かなりこういう問題については奥が深いなということで、改めて勉強させていただいたということで、ぜひ御理解をいただきたいということで、ぜひよろしく願いいたします。

○20番（小野沢久君） 別に紹介議員をいじめようとか何とかというのではないのですけれども、私、これ、担当委員会が建設環境委員会ですから、担当委員会でありませんので、ほかでは物が言えないことがあるのですが、余りにもそういう現場とかかけ離れているとまでではありませんけれども、即していないというような状況、私自身感じたものですから、ちょっと発言をしたわけでございます。

それと、2項目目のことについても、「東京都地方消費者行政充実会議」、まだこれはできていないと、今、紹介者の方からあったでしょう。できていないものに今から参加せよといっても、やはり主張がいろいろな問題の箇所があるのではないかと思いますので、あとは建設環境委員会の方で、いろいろな論議はされると思いますので、それを受けてイエスかノーか私は判断をしたいと思いますので、これで終わります。ありがとうございました。

○8番（奥富喜一君） 同じような趣旨なのですが、この消費者相談室というのはすごく高度な知識を必要とする、広範囲な知識が必要なのですよね。それで週に1回か2回、交代でやるにしても、特定の方に安い値段でやってもらうということにむしろ問題があって、逆に東京全体でプールした人を――近くでやってもらうのはすごく意味があるので、週に2回来てもらってもいいのですが、プールした人材をローテーションで組んで回ってもらう、そういった形にしないと、本当の意味の即対応ができないのではないかと。むしろこの文章から行くと、相談員の人員を拡充して、福生市

自身が確保するような形になっているので、そこら辺の工夫をぜひ——私も委員ではないので、そういった工夫も考えて取り入れてもらったらいいかというふうに考えているのですが、そこら辺、これもどんなふうに考えていらっしゃるのか、請願を受け入れる際の、やはり同じ大野（聰）議員さんにお聞きしておきたいと思うのですが。

○15番（大野聰君） 奥富議員から御質問がありました。相談員というのは確かにおっしゃるように東京都消費者相談センターなどの場合はいろいろな相談があるということで、結構専門的な知識を持たなければいけないというような話を聞いております。そういう意味では、特定の箇所にはそういう方も必要だろうというふうに思いますが、福生市の場合、それぞれの単独のところで、そういう本当に長いこと経験した、いろいろなことが判断できる方が必要かどうかというのは、私はわかりませんが、そういうことが相談員として必要であるという認識は持っております。そういうことをいろいろおっしゃっている方もいらっしゃるということで、長い経験、それなりの経験を持っていろいろな相談に当たられるという方が必要だということについては私も認識をしております。

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

請願第20-2号については、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第23、陳情第20-9号、「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書採択に関する陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第20-9号については、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明6日から28日までの23日間、休会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって明6日から28日までの23日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は9月29日、午前10時より開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後5時33分 散会

陳情第 20－9 号

「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書
採択に関する陳情書

【陳情要旨】

今、地域なさまざまな課題を解決するため、行政だけでなく、住民自身の力に大きな期待がかかっている。そのような中で、地域に密着した公益性の高い活動が、NPO（特定非営利活動法人）、協同組合、ボランティア団体などによって事業展開されている。

この一つである「協同労働の協同組合」は、働く人々が協同で出資し、協同で経営し、協同で働く形をとっている。そして、「働くこと」を通じて「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す」活動をしている。全国には「協同労働の協同組合」の理念で活動している人は、わかっているだけで3万人おり、事業規模は年300億円程度に上がるとされている。事業内容は、介護・福祉サービスや子育て支援、オフィスビルの総合管理など幅広く、企業で正規に雇用されない若者や退職した高齢者が集まり、働きやすい職場を自分たちでつくり、フリーターや「ワーキングプア」の受け皿としても期待されている。

しかし、現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題がある。

既に欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されている。日本でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、1万を超える団体がこの法制度化に賛同し、また、国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まっている。

地域活性化の視点からも、この法制化の流れを推し進めるため、国会でのしっかりとした議論と速やかな制定を強く要望するものである。

だれもが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方を目指す「協同労働の協同組合」は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに関難を抱える人々自

身が、社会的連帯の中で仕事を興し、社会に参加する道を開くものである。

福生市議会においても、本陳情の趣旨について審議いただき、採択の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたい。

【陳情事項】

「協同労働の協同組合法」の国会での徹底した議論と、速やかなる制定を求める意見書を貴議会において採択し、政府及び関係行政官庁あてに提出していただきたい。

平成 20 年 9 月 1 日

陳情者代表

豊島区池袋 3-1-2 光文社ビル 6 階

「協同労働の協同組合」法制化を

めざす市民会議

東京代表 藤 田 徹 ㊟

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市議会議長
原 島 貞 夫 様

福生市長 加 藤 育 男 閣

平成 19 年度事務報告書の正誤について

このことについて、次の表のとおり訂正いたしたいので、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

平成 19 年度事務報告書正誤表

頁	訂 正 箇 所		
87	6 政策課題 別チームの 設置の表	別紙のとおり	
337	1 児童福祉 (2) 手当等 の支給 イ 児童手 当等の支給 状況の表	誤	※ 児童手当・小学校修了前特例給付の各種別上段は第 1 子、第 2 子。下段は第 3 子以降
		正	※ 1 児童手当（国）の対象は、3 歳未満の児童。各種別の延べ児童数上段は、支給月平成 19 年 3 月までの第 1 子及び第 2 子の数、下段は支給月平成 19 年 3 月までの第 3 子以降及び支給月平成 19 年 4 月からの児童数の合計。 2 小学校修了前特例給付（国）の対象は、3 歳から小学校修了前までの児童。各種別の延べ児童数上段は、第 1 子及び第 2 子の数、下段は第 3 子以降の数

別 紙

誤	「(仮称) 福生市子どものひろば」 創設のためのPT (16) 教育委員会社会教育課	子どもの創造性、自主性を育成する場所の創設に向けて、データの収集・整理及び課題の検証を行う。更に、事業を市民と協働していく手法を検討する。	「ふっさっ子の広場」の事業開始に向けて、機構会議の委員に検討結果を報告し、市民との協働により事業を開始した。
	※ PT: プロジェクトチーム		
正	「(仮称) 福生市子どものひろば」 創設のためのPT (16) 教育委員会社会教育課	子どもの創造性、自主性を育成する場所の創設に向けて、データの収集・整理及び課題の検証を行う。更に、事業を市民と協働していく手法を検討する。	「ふっさっ子の広場」の事業開始に向けて、機構会議の委員に検討結果を報告し、市民との協働により事業を開始した。
	公園整備に関するPT (12) 都市建設部まちづくり計画課	バリアフリー、健康、環境学習、景観、観光などの各分野での視点に立った公園整備を進めていくため公園整備計画を策定する。	公園整備計画の素案づくりに向け、現地調査を実施した。
※ PT: プロジェクトチーム			

※ PT：プロジェクトチーム

※ PT：プロジェクトチーム

平成 19 年度福生市一般会計決算審査特別委員会
委員長及び同副委員長の互選結果報告

平成 19 年度福生市一般会計決算審査特別委員会の委員長及び同副委員長を互選の結果、次のとおり決定したので報告します。

1 平成 19 年度福生市一般会計決算審査特別委員会

委員長

増田 俊一

副委員長

原田 剛

平成 20 年 9 月 5 日

平成 19 年度福生市一般会計
決算審査特別委員会委員

大野 聡

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

議会運営委員会資料

委員会付託件名表

平成20年9月5日第3回福生市議会定例会

付託委員会名	議案（請願・陳情）番号	付託件名
建設環境委員会	陳情第20－9号	「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書採択に関する陳情書

